

平成 29 年度 法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、税務署へ提出いただく申告書等にも番号の記載が必要となりますが、法人税及び地方法人税の申告書については、平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度等に係る申告書から、法人番号を記載していただくこととなります。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」の入口から簡単にアクセスすることができます。

改正法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）
改正法令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年財務省令第17号）
改正通則法令	国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第112号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）
4月改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第132号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第24号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年財務省令第26号）
改正実特省令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成29年総務省・財務省令第3号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
地方法	改正法による改正後の地方法人税法
通則法	改正法による改正後の国税通則法
通則法令	改正通則法令による改正後の国税通則法施行令
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令及び4月改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
復興財源確保法	改正法による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
実特省令	改正実特省令による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧地方法	改正法による改正前の地方法人税法
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令及び4月改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
企業立地促進法一部改正法	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第 号）
地域経済牽引事業促進法	企業立地促進法一部改正法による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）

(注) このパンフレットは、平成29年4月28日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

第1編 法人税法等に関する改正	
Ⅰ 災害特例の常設化に関する改正	1
1 仮決算の中間申告による所得税額の還付制度の導入	1
2 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度の導入	2
3 被災代替資産等の特別償却制度の創設	5
4 その他	6
Ⅱ 減価償却に関する改正	9
1 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却制度の創設	9
2 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設	10
3 その他	13
Ⅲ 税額の計算に関する改正	17
1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備	17
2 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設	21
3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備	22
4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設	24
5 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備	26
6 その他	28
Ⅳ 引当金・準備金制度に関する改正	30
Ⅴ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	32
Ⅵ 国際課税に関する改正	35
1 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例制度の整備	35
2 その他	41
Ⅶ その他の改正	43
1 適格分割及び現物分配の整備並びに適格株式分配の創設	43
2 役員給与の損金不算入制度の整備	46
3 確定申告書の提出期限の延長の特例の整備	48
4 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備	50
5 その他	51
第2編 震災特例法に関する改正	58

[このパンフレットの構成について]

- 1 このパンフレットでは、平成29年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、平成29年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する等の法律」の内容を中心に説明しています。
- 2 このうち「第1編 法人税法等に関する改正」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
「第2編 震災特例法に関する改正」では、震災特例法に関する改正事項について説明しています。
- 3 それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 4 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

第1編 法人税法等に関する改正

I 災害特例の常設化に関する改正

1 仮決算の中間申告による所得税額の還付制度の導入

〔制度の概要〕

(1) 中間申告

普通法人（清算中のものを除きます。）は、その事業年度（一定のものを除きます。）が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額をいいます。以下同じです。）などの所定の事項を記載した申告書（以下「中間申告書」といいます。）を提出しなければならないこととされています。

ただし、前期基準額が10万円以下である場合又はその金額がない場合には、中間申告書の提出をする必要はありません（旧法71①）。

(2) 仮決算の中間申告書の記載事項等

上記(1)の普通法人（一定の法人を除きます。）がその事業年度開始の日以後6月の期間を一事業年度とみなしてその期間（以下「中間期間」といいます。）に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、中間申告書に代えて、その所得の金額又は欠損金額などの所定の金額を記載した申告書（以下「仮決算の中間申告書」といいます。）を提出することができることとされています。

ただし、上記(1)ただし書に該当する場合又は仮決算の中間申告書に記載すべき法人税額が前期基準額を超える場合には、仮決算の中間申告書を提出することができません（旧法72①）。

〔改正の内容〕

(1) 仮決算の中間申告による所得税額の還付制度の導入

災害（注1）のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額（注2）がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含みます。）でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度とします。）を還付することとされました（法72④、78①、復興財源確保法33②）。

（注1） 災害とは、震災、風水害及び火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます（法72④、法令150の2②）。以下同じです。

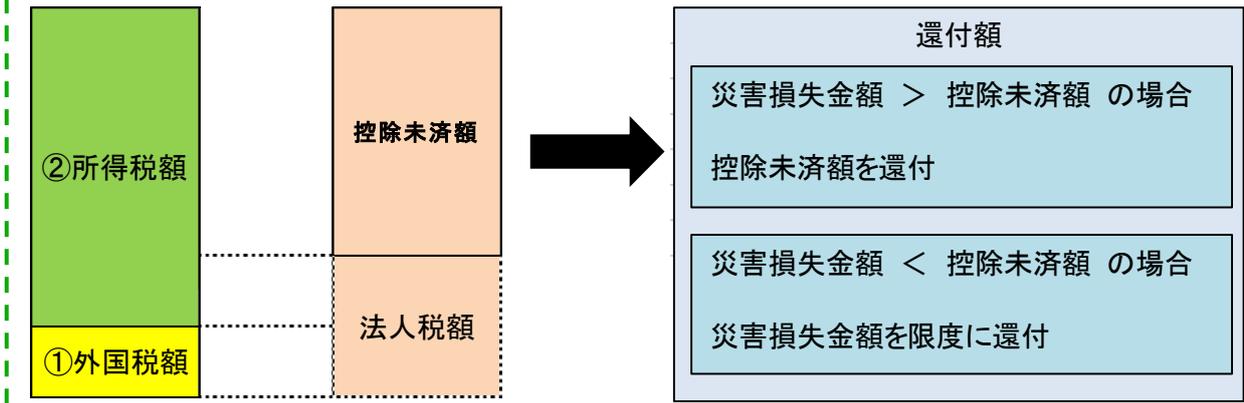
（注2） 災害損失金額とは、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額で、資産の滅失等により生じた損失の額（*1）、被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額（*2）及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（*3）（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除きます。）の合計額をいいます（法令150の2④）。以下同じです。

（*1） 資産の滅失等により生じた損失の額とは、災害によりその資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）をいいます（法令150の2④一）。

（*2） 被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額とは、災害によりその資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害によりその資産を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する土砂その他の障害物を除去するための費用、その資産の原状回復のための修繕費及びその資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額をいいます（法令150の2④二）。

（*3） 被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額とは、災害によりその資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額をいいます（法令150の2④三）。

《イメージ図》



(2) 仮決算の中間申告書が提出できる場合の見直し

中間期間に生じた災害損失金額がある場合には、〔制度の概要〕の(1)ただし書に該当するときにおいても、仮決算の中間申告書を提出することができることとされました（法72①④）。

申告に当たっての注意点

イ 上記(1)の制度の適用を受ける仮決算の中間申告

- (i) 仮決算の中間申告書とその提出期限までに提出する必要があります（法71、72①、73）。
- (ii) 外国税額と所得税額の両方がある場合には、①外国税額、②所得税額の順に控除を行うとしたときに控除しきれない所得税額が対象とされます（法72④一）。
- (iii) 〔制度の概要〕の(1)ただし書に該当する場合に上記(1)の適用を受けるときの地方法人税については、中間申告書の提出は必要ありませんので、別表一（一）等の「この申告書による地方法人税額の計算」の各欄には何も記載しないでください（地方法17①）。

ロ 上記(1)の制度の適用を受けた後の中間期間の属する事業年度の確定申告

- (i) 仮決算の中間申告で還付を受けた金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されません（法26①）。
- (ii) 仮決算の中間申告で還付を受けた金額は、確定申告において改めて所得税額の控除（又は還付）を受けることはできません（法68③）。
- (iii) 法人税額から控除する所得税額の損金不算入の規定により損金不算入とされる金額は、仮決算の中間申告で還付を受けた金額と確定申告で控除（又は還付）を受ける金額の合計額になります（法40）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法81の20、81の29）。

〔適用時期〕

平成29年4月1日から施行されます（改正法附則1）。したがって、同日以後に仮決算の中間申告書の提出を行う場合に適用されます。

2 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度の導入

〔制度の概要〕

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）がある場合には、その事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）開始の前年1年以内に開始したいずれかの事業年度（(1)において「還付所得事業年度」といいます。）の法人税額のうち青色欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされています（旧法80①）。

本制度の適用を受けるためには、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する必要があります（旧法80①③⑤）。

- (1) 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- (2) 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により期限内に提出していること。
- (3) 確定申告書の提出と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること。

また、青色欠損金の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4%に相当する金額を併せて還付することとされています（旧地方法23①）。

なお、中小企業者等（注）以外の法人の平成4年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、清算中に終了する事業年度の欠損金額等を除き、欠損金の繰戻しによる還付の規定を適用しないこととされています（旧措法66の13①）。

（注） 中小企業者等は、50ページⅦ4【制度の概要】の(2)の中小法人とその範囲は同じです。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度の導入

災害（注1）のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額（注2）がある場合には、その事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の前日1年（青色申告である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができることとされました（法80①⑤）。

また、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付が行われる場合には、地方法人税の還付金の額に相当する金額として、法人税の還付金の額の4.4%に相当する金額を併せて還付することとされました（地方法23①）。

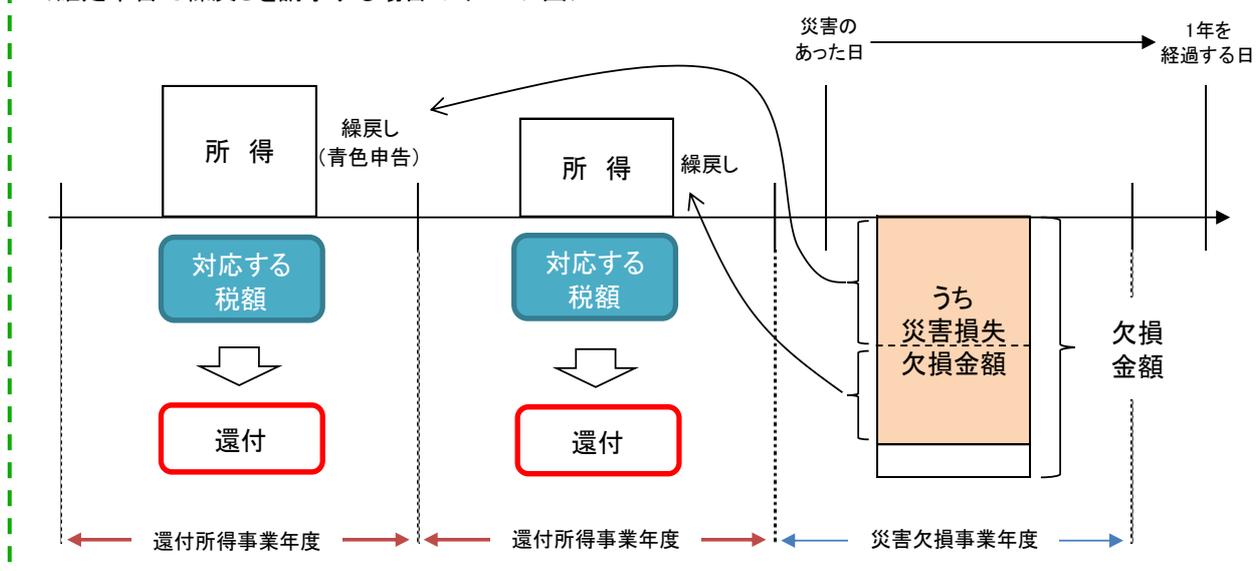
（注1） 災害は、1ページⅠ1【改正の内容】の(1)（注1）の災害とその範囲は同じです（法80⑤、法令154の3②）。

（注2） 災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度の欠損金額のうち、災害損失の額（*）に達するまでの金額をいいます（法80⑤）。以下同じです。

（*） 災害損失の額は、1ページⅠ1【改正の内容】の(1)（注2）の災害損失金額とその範囲は同じです（法令154の3④）。

＜イメージ図＞

＜確定申告で繰戻しを請求する場合のイメージ図＞



○ 法人税の還付額の計算

本制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

(算式)

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{災害欠損事業年度の災害損失欠損金額 (分母を限度)}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

(2) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用除外の対象となる欠損金額の見直し

上記(1)の改正に伴い、中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用除外の対象となる欠損金額に、災害損失欠損金額が追加されました（措法66の13①ただし書）。

申告に当たっての注意点

- イ 法第80条第1項による青色欠損金の繰戻しによる還付制度とは異なり、青色申告書を提出する法人以外の法人や資本金の額が1億円を超える法人であっても、上記(1)の制度(以下「本制度」といいます。)の適用を受けることができます(法80①⑤、措法66の13①)。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、次の要件を満たしていることが必要です(法80①③⑤⑥)。
 - (イ) 還付所得事業年度から災害欠損事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書を提出していること。
 - (ロ) 所要の事項を記載した還付請求書を災害欠損事業年度の確定申告書又は仮決算の中間申告書(以下「確定申告書等」といいます。)の提出と同時に納税地の所轄税務署長に提出すること。
なお、仮決算の中間申告書にあっては、その提出期限までに提出している場合に限ります。
- ハ 前期基準額が10万円以下である又はその金額がないため法人税の中間申告を要しない場合でも、本制度による仮決算の中間申告をすることができます(法72①)。
この場合、仮決算の中間申告書に記載した法人税額等に基づき地方法人税の中間申告を行う必要があります(地方法17①②)。
- ニ 仮決算の中間申告で本制度の適用を受けた場合には、中間期間の属する事業年度の確定申告において、次のことに注意してください。
 - (イ) 仮決算の中間申告により還付金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額を確定申告時の災害損失の額から控除します(法80⑤)。
 - (ロ) その確定申告で本制度の適用を受ける場合には、還付所得事業年度の法人税額及び所得金額から仮決算の中間申告で繰戻しの対象とした法人税額及び災害損失欠損金額を控除した残額を対象として、繰戻しによる還付の金額の計算をすることになります(法80②)。
 - (ハ) 仮決算の中間申告で繰戻しの対象とした災害損失欠損金額に相当する金額は、その中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入します(法27)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(法81の5の2、81の31、措法68の98)。

〔適用時期〕

平成29年4月1日から施行されます(改正法附則1)。したがって、同日以後に確定申告書等の提出を行う場合に適用されます。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度分の法人税につき確定申告書を同日前に提出した事業年度については、同年5月1日までに還付請求書の提出を行った場合に本制度が適用される措置が講じられていました(改正法附則22、26、通則法10②)。

(参考) 上記1及び2の適用を受ける場合の申告書等の記載例等については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017/saigai.htm)をご参照ください。

3 被災代替資産等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

特定非常災害（注1）に係る特定非常災害発生日（注2）から特定非常災害発生日の翌日以後5年を経過する日までの間に、被災代替資産等の取得等（取得、製作又は建設をいいます。以下同じです。）をして事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、特別償却ができることとされました（措法43の3）。

（注1） 特定非常災害とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。以下同じです。

東日本大震災後の災害では、平成28年熊本地震が特定非常災害に該当します（平成29年4月28日現在）。

（注2） 特定非常災害発生日とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の特定非常災害発生日をいいます。以下同じです。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人に限られていませんので、青色申告書を提出する法人以外の法人も、本制度の適用を受けることができます（措法43の3①）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である被災代替資産等とは、被災代替資産（注1）又は被災区域内供用資産（注2）をいいます（措法43の3①）。

（注1） 被災代替資産とは、法人が有する建物等（建物（その附属設備を含みます。）、構築物又は機械及び装置をいいます。以下同じです。）で特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなったものに代わるものとして、その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物等（その規模が被災した建物等と同程度以下のもの等に限ります。）で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものをいいます（措法43の3①、措令28の3）。

（注2） 被災区域内供用資産とは、被災区域（*）及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において事業の用に供した建物等で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものをいいます（措法43の3①）。

（*） 被災区域とは、その特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます（措法43の3①）。

(3) 特別償却限度額の計算

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法43の3①②）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{被災代替資産等の取得価額} \times \text{特別償却割合}$$

特別償却割合は、資産の種類及び取得等の時期に応じて、次の割合となります。

取得等の時期 資産の種類	特定非常災害発生日からその翌日以後3年を経過する日までの間	特定非常災害発生日の翌日以後3年を経過した日以後
建物又は構築物	15%（18%）	10%（12%）
機械及び装置	30%（36%）	20%（24%）

※ 表中の括弧書の割合は、中小企業者等（注）に適用されます。

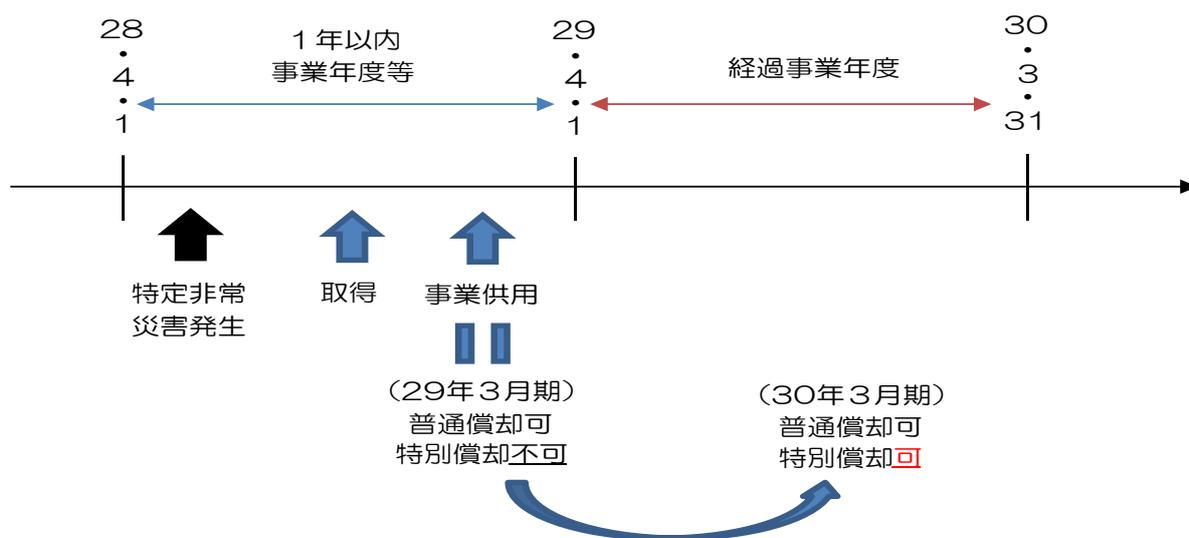
（注） 中小企業者等は、50ページⅦ4を参照してください。

(4) 平成29年4月1日を含む事業年度に係る経過措置

平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度に取得等をして事業の用に供した特例被災代替資産等（本制度を適用したならば被災代替資産等に該当することとなる減価償却資産をいいます。）については、他の特別償却等に関する規定の適用を受けていない等の一定の要件の下、同日を含む事業年度において、その特例被災代替資産等に係る特別償却限度額に相当する金額を特別償却不足額等とみなして、その特例被災代替資産等の償却限度額を計算することができることとされました（改正法附則67③④）。

《イメージ図》

<3月決算法人の場合>



申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります。ただし、明細書の添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められる場合で、明細書の提出があったときは、本制度の適用を受けることができます（措法43の3③）。
- ロ 法人が所有権移転外リース取引（法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した被災代替資産等については、本制度の適用はありません（措法 43 の 3 ①）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 18、改正法附則 82④⑤）。

〔適用時期〕

平成29年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則67②、82③）。

4 その他

○ その他、災害特例の常設化について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入（法27、81の5の2）	○ 中間期間において生じた災害損失欠損金額について繰戻しによる還付の適用を受けた場合には、仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は、その中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。	—
(2) 中間申告書の提出を要しない場合（法71の2、81の19の2、88の2、地方法16①⑩）	○ 法人税及び地方法人税の中間申告書の提出について、通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととされました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等						
<p>(3) 土地の譲渡等がある場合の特別税率 (措法62の3⑧、68の68⑧、措令38の4⑤、39の97⑩、措規21の19⑮～⑰、22の62③④)</p> <p>(措法62の3④二の二)</p>	<p>○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置のうち確定優良住宅地等予定地のための譲渡等に係る適用除外措置について、その適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内にその土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、その予定期間の初日からその予定期間の末日後2年以内の日までの間に、その譲渡の全部又は一部がその土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき証明がされたときは、その予定期間を2年の範囲内で延長できることとされました。</p> <p>○ 適用除外措置の対象に、独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供される土地等が土地開発公社に買い取られる場合が追加されました。</p> <p>イ 被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地地区画整理事業</p> <p>ロ 住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業</p>	<p>土地の譲渡等がある場合の特別税率の制度は、平10.1.1から平32.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>						
<p>(4) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法64①三の六・三の七、68の70①、改正法附則69①②、84①②)</p>	<p>○ 本制度の適用対象に、次に掲げる土地等が次に掲げる事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（土地開発公社を含みます。）に買い取られ、対価を取得する場合が追加されました。</p> <table border="1" data-bbox="491 913 1157 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 913 1005 947">土地等</th> <th data-bbox="1005 913 1157 947">事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 947 1005 1064">地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地地区画整理事業の施行区域内にある土地等</td> <td data-bbox="1005 947 1157 1064">公共施設の整備改善に関する事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1064 1005 1153">地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等</td> <td data-bbox="1005 1064 1157 1153">その第二種市街地再開発事業</td> </tr> </tbody> </table>	土地等	事業	地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地地区画整理事業の施行区域内にある土地等	公共施設の整備改善に関する事業	地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等	その第二種市街地再開発事業	<p>平29.1.1以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において施行される被災市街地復興土地地区画整理事業の施行区域内にある土地等又は同日以後に住宅被災市町村となった市町村の区域において施行される第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等の同日以後に行う譲渡について適用されます。</p>
土地等	事業							
地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地地区画整理事業の施行区域内にある土地等	公共施設の整備改善に関する事業							
地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が住宅被災市町村の区域において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等	その第二種市街地再開発事業							
<p>(5) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (措法64の2⑰、68の71⑱、措令39⑳、39の99⑲、措規22の2⑪⑫、22の64⑩⑪、改正法附則69④、84④)</p>	<p>○ 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、指定期間内に代替資産の取得をすることが困難となった場合には、その指定期間の初日からその指定期間の末日後2年以内の日までの間に、代替資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その指定期間を2年の範囲内で延長できることとされました。</p>	<p>指定期間の末日が平29.4.1以後である収用等に係る特別勘定について適用されます。</p>						
<p>(6) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法65③、68の72③、改正法附則69④、84④)</p>	<p>○ 換地処分等に伴い特別勘定を設けている法人が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、指定期間内に代替資産の取得をすることが困難となった場合には、その指定期間の初日からその指定期間の末日後2年以内の日までの間に、代替資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その指定期間を2年の範囲内で延長できることとされました。</p>	<p>指定期間の末日が平29.4.1以後である換地処分等に係る特別勘定について適用されます。</p>						
<p>(7) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (措法65の4①二十、改正法附則69⑤、84⑤)</p>	<p>○ 本制度の適用対象に、被災市街地復興推進地域内にある土地等が、次に掲げる場合に該当することとなった場合が追加されました。</p> <p>イ 被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合</p>	<p>平29.1.1以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある土地等の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用されます。</p>						

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法65の4①二十一の二・②、68の75②、改正法附則69⑥、84⑥)	ロ 被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分によりその事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合	平29. 1. 1以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において被災市街地復興土地区画整理事業が施行される場合における保留地の対価の額に対応する部分の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用されます。
(8) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (措法65の8⑱、68の79⑳、措令39の7㉓、39の106㉖、措規22の7㉑㉒、22の69㉑㉒、改正法附則69㉓、84㉔)	○ 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、買換資産の取得指定期間内にその取得をすることが困難となった場合には、その取得指定期間の初日からその取得指定期間の末日後2年以内の日までの間に、買換資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その取得指定期間を2年の範囲内で延長できるとされました。	取得指定期間の末日が平29. 4. 1以後である譲渡をした資産に係る特別勘定について適用されます。
(9) 災害等による期限の延長 (通則法令3②、改正通則法令附則2)	○ 災害等による期限延長制度について、国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、納税者の多数にわたり期限までに申告等を行うことができないと認める場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、その期限を延長することができることとされました。	平29. 4. 1以後に災害その他やむを得ない理由が生じた場合について適用されます。

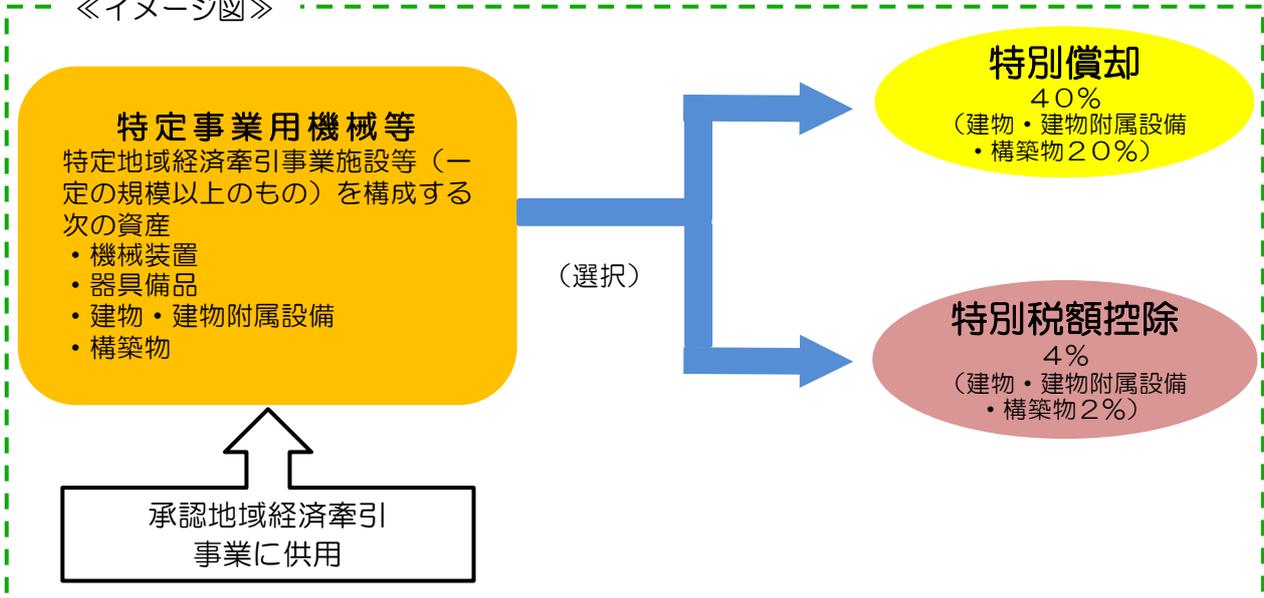
II 減価償却に関する改正

1 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定事業用機械等の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作若しくは建設をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除きます。）は、供用年度において、その特定事業用機械等の取得価額（100億円を限度）の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の11の2①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業者です（措法42の11の2①）。

(2) 指定期間

本制度における指定期間とは、企業立地促進法一部改正法の施行の日から平成31年3月31日までの期間をいいます（措法42の11の2①）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定事業用機械等とは、地域経済牽引事業促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等（注）の新設又は増設をする場合におけるその特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（措法42の11の2①）。

（注）一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する資産の取得価額の合計額が2,000万円以上のものに限りま。

(4) 適用対象事業

本制度の適用対象となる事業は、地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業です（措法42の11の2①）。

(5) 供用年度

本制度の適用がある供用年度は、特定事業用機械等を法人の営む承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度です。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の11の2①）。

(6) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、それぞれ次の算式により計算します（措法42の11の2①）。

（算式）

イ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円以下の場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 40\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 20\%$$

ロ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{特別償却限度額} = 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 40\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 20\%$$

申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定事業用機械等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の11の2④）。

ロ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定事業用機械等については、本制度の適用はありません（措法42の11の2③）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の14の3）。

〔適用時期〕

企業立地促進法一部改正法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定事業用機械等について適用されます（措法42の11の2①、68の14の3①、改正法附則1十）。

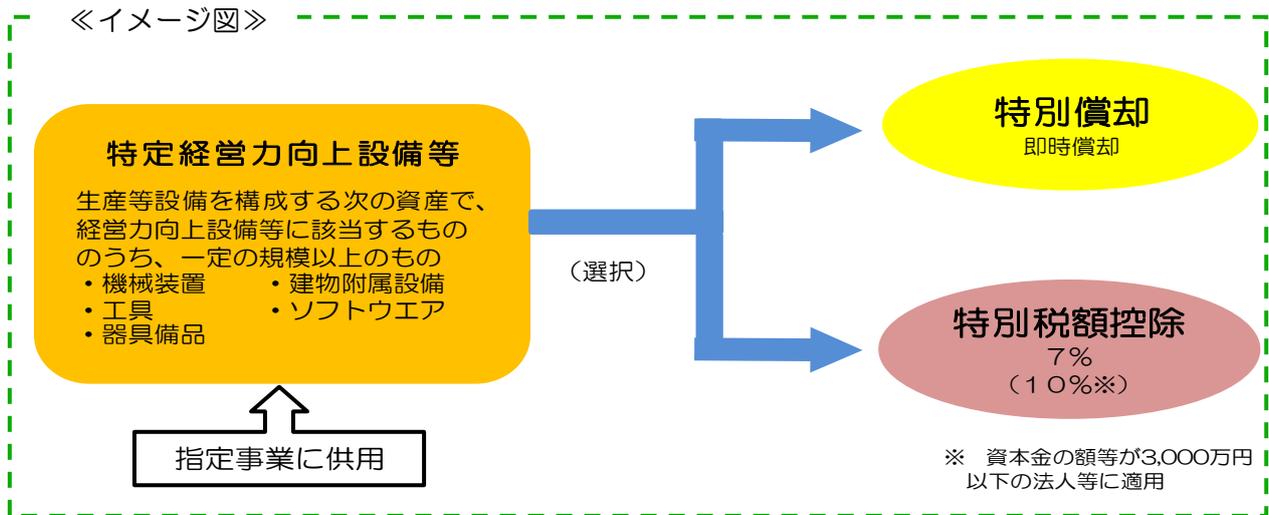
なお、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案は、平成29年4月28日現在、国会において審議中です。

2 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

中小企業者等が、指定期間内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定経営力向上設備等」といいます。）の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことの

ないものの取得に限ります。)をし、又は製作若しくは建設をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、即時償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の4①）。



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、措法第42条の6第1項に規定する中小企業者等（注1）又は措法第42条の12の3第1項の一定の法人（注2）で青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第13条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する中小企業者等に該当するものです（措法42の12の4①）。

（注1） 措法第42条の6第1項に規定する中小企業者等は、50ページⅦ4【制度の概要】の(2)イの中小企業者等と同じです。

（注2） 措法第42条の12の3第1項の一定の法人とは、中小企業等協同組合（中小企業団体中央会に該当するものを除きます。）、出資組合である商工組合及び商店街振興組合をいいます（措令27の12の3②）。

(2) 指定期間

本制度における指定期間とは、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間をいいます（措法42の12の4①）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定経営力向上設備等とは、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア（注1）で、中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等（注2）に該当するもののうち、次の【取得価額要件】を満たすものをいいます（措法42の12の4①、措令27の12の4①②）。

【取得価額要件】

減価償却資産の区分	規模
機械及び装置	一台又は一基の取得価額が160万円以上のもの
工具、器具及び備品	一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの

（注1） 電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含み、次に掲げるものを除きます。）をいいます（措令27の12の4①、27の6①、措規20の3②③）。

イ 複写して販売するための原本

ロ 開発研究用のもの

ハ 国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証をされたものでないサーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア及び不正アクセス防御ソフトウェア

（注2） 中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等とは、商品の生産若しくは販売又は役

務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいいますが、本制度の適用対象となるものは、中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等（*）で、その中小企業者等の同法第13条第1項の認定に係る経営力向上計画に記載されたものに限ります（措法42の12の4①、措規20の9①）。

（*） 中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項に規定する経営力向上に著しく資する設備等とは、機械及び装置、器具及び備品（電子計算機にあつては一定の情報通信業を行う法人が取得又は製作をするものを除き、医療機器にあつては医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。）、工具（生産性向上設備にあつては、測定工具及び検査工具に限ります。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除きます。）並びにソフトウェア（生産性向上設備にあつては、一定のものに限ります。）で、次の生産性向上設備又は収益力強化設備に該当するものをいいます（中小企業等経営強化法施行規則8②）。

イ 生産性向上設備（次のイ）及びロ）のいずれの要件（ソフトウェア及び旧モデルがないものにあつては、次のイ）の要件に限ります。）にも該当する設備をいいます。）

（イ） 販売開始時期要件（販売が開始されてから、一定期間内のものであること）

（ロ） 生産性向上要件（旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等をいいます。）が年平均1%以上向上しているものであること）

ロ 収益力強化設備（年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることにつき経済産業大臣（経済産業局長）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備をいいます。）

経営力向上計画の認定手続や経営力向上設備等の範囲など中小企業等経営強化法に関する内容については、中小企業庁ホームページ（www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/）をご参照ください。

（4） 適用対象事業

本制度は、国内にある中小企業者等の営む指定事業の用（注）に供した場合に適用されます（措法42の12の4①）。

（注） 指定事業の用とは、措法第42条の6第1項に規定する指定事業の用（*1）又は措法第42条の12の3第1項に規定する指定事業の用（*2）をいいます（措法42の12の4①）。

（*1） 措法第42条の6第1項に規定する指定事業の用とは、製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業並びにサービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除きます。）を除きます。）の用をいいます（措法42の6①、措令27の6④、措規20の3⑤）。

（*2） 措法第42条の12の3第1項に規定する指定事業の用とは、卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業（一定のものを除きます。）、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、旅館業及びホテル業、宿泊業（旅館業及びホテル業を除きます。）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業並びにサービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業（映画業を除きます。）、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除きます。）の用（他の法律により業務の規制及び適正化の措置が講じられている一定の事業の用を除きます。）をいいます（措法42の12の3①、措令27の12の3④、措規20の8②③）。

（5） 供用年度

本制度の適用がある供用年度は、特定経営力向上設備等を法人の営む指定事業の用に供した日を含む事業年度です。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の4①）。

（6） 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の4①）。

（算 式）

特別償却限度額 = 特定経営力向上設備等の取得価額 - 普通償却限度額

申告に当たっての注意点

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定経営力向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書並びに法人が取得又は製作若しくは建設をした機械装置等（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。）が特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する書類として、その法人が受けた中小企業等経営強化法第13条

第1項の認定等に係る経営力向上計画の写し及びその経営力向上計画に係る認定書の写しを添付する必要があります（措法42の12の4⑦、措令27の12の4④、措規20の9②）。

ロ 中小企業者等が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定経営力向上設備等については、本制度の適用はありません（措法42の12の4⑥）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の5）。

〔適用時期〕

平成29年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等について適用されます（措法42の12の4①、68の15の5①）。

3 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（措法42の5①、68の10①、措規20の2、22の24、改正法附則63、76）	○ 適用除外となる電気事業法の電気事業の用に供した場合の範囲について、発電事業者に該当する事業者のうち次の法人が発電の用に供した場合とすることとされました。 イ 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者のいずれかに該当するもの ロ 200万kwを超える大規模な発電を行うもの	平29.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。
(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（旧措法42の6②、68の11②、改正法附則64②、77②） （措法42の6①、68の11①、措規20の3①、改正法附則64①、77①） （措法42の6①、68の11①）	○ 特定生産性向上設備等に係る即時償却の措置が廃止されました。 ○ 対象資産から器具及び備品が除外されました。 ○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	平29.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。 平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(3) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却（措令27の11の3、39の45①、改正法附則1六、62①、75③）	○ 投資規模要件の引下げ措置の適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものが除外されました（50ページVII4参照）。	平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(4) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（措法42の12の3①、68の15の4①）	○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 特定設備等の特別償却（措令28①、39の49①、改正措令附則19①、26①）	○ 公害防止用設備に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 取得価額要件が600万円以上（改正前：300万円以上）に引き上げられました。	平29.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同

改正事項	改正の内容	適用時期等										
<p>(措法43①表一、68の16①表一、改正法附則1六、62①、75③)</p> <p>(昭48大蔵省告示第69号、平29財務省告示第94号)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、平29国土交通省告示第302号)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、平29国土交通省告示第302号)</p> <p>(昭48大蔵省告示第69号、平29財務省告示第94号)</p> <p>(措法43①表三、68の16①表三、措令28⑤、39の49⑤⑥三、改正法附則67①、82②、昭48大蔵省告示第69号、平29財務省告示第94号)</p>	<p>ロ 適用対象から中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものが除外されました(50ページVII 4参照)。</p> <p>ハ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 船舶に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 内航船舶について、電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶の要件につき、航海支援システムを有することが追加された上、推進効率改良型プロペラ等を有することとの選択とするとともに、環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われました。</p> <p>ロ 外航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われました。</p> <p>ハ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 自動車教習用貨物自動車に係る措置が追加されました。この追加された措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="478 1131 1149 1467"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>追加された措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>青色申告書を提出する法人で、自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む中小企業者等(50ページVII 4参照)で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するもの</td> </tr> <tr> <td>対 象 設 備</td> <td>その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車</td> </tr> <tr> <td>特別償却割合</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>適 用 期 間</td> <td>平成29年4月1日から平成31年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	追加された措置の概要	対 象 者	青色申告書を提出する法人で、自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む中小企業者等(50ページVII 4参照)で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するもの	対 象 設 備	その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車	特別償却割合	20%	適 用 期 間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	<p>日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p> <p>—</p> <p>平29.4.1から適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p> <p>平29.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用されます。</p>
区 分	追加された措置の概要											
対 象 者	青色申告書を提出する法人で、自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む中小企業者等(50ページVII 4参照)で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するもの											
対 象 設 備	その自動車教習所においてその学習支援業の用に供される車両運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車											
特別償却割合	20%											
適 用 期 間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで											
<p>(6) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却(措令28の4①一、改正措令附則19③)</p> <p>(措法44①、68の19①)</p>	<p>○ 施設規模要件が3億円以上(改正前:2億円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>										
<p>(7) 共同利用施設の特別償却(措令28の5、39の52、改正措令附則19④、26③)</p> <p>(措法44の3①、68の24①)</p>	<p>○ 取得価額要件が200万円以上(改正前:100万円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>										

改正事項	改正の内容	適用時期等										
<p>(8) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措令28の9④三、旧措規20の16②、改正措令附則19⑤)</p> <p>(措令28の9①一)</p> <p>(措令28の9①二～五)</p> <p>(措法45②、68の27②)</p>	<p>○ 過疎地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象事業に農林水産物等販売業が追加されるとともに、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業が除外されました。</p> <p>ロ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置、沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置及び沖縄の離島の地域に係る措置について、適用期限がそれぞれ平成31年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置、奄美群島に係る措置及び振興山村に係る措置について、適用期限がそれぞれ平成31年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平29.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>										
<p>(9) 医療用機器の特別償却 (平21厚生労働省告示第248号、平29厚生労働省告示第167号)</p> <p>(措法45の2①、68の29①)</p>	<p>○ 対象機器の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平29.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>										
<p>(10) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却 (旧措法47、68の34、旧措令29の4、39の63、改正法附則67⑦、82⑧、改正措令附則19⑥、26④)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>平29.3.31以前に取得等をしたサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、従来どおり適用されます。</p>										
<p>(11) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (措法47、68の34、措令29の4、39の63、改正法附則1十一、67⑥、82⑦)</p>	<p>○ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度が創設されました。この創設された制度の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="486 1489 1157 1915"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>創設された制度の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者(同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けた法人又はその認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限ります。)であるもの</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td>その認定に係る認定事業再編計画に係る実施期間内に取得等をしたその認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下「事業再編促進機械等」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>割増償却割合</td> <td>40%(建物及びその附属設備並びに構築物にあっては45%)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	創設された制度の概要	対象者	青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者(同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けた法人又はその認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限ります。)であるもの	対象設備	その認定に係る認定事業再編計画に係る実施期間内に取得等をしたその認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下「事業再編促進機械等」といいます。)	割増償却割合	40%(建物及びその附属設備並びに構築物にあっては45%)	適用期間	5年間	<p>農業競争力強化支援法(平29.4.28現在審議中)の施行の日以後に取得等をする事業再編促進機械等について適用されます。</p>
区分	創設された制度の概要											
対象者	青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者(同法の施行の日から平成31年3月31日までの間に認定を受けた法人又はその認定に係る事業再編計画に従って設立された法人に限ります。)であるもの											
対象設備	その認定に係る認定事業再編計画に係る実施期間内に取得等をしたその認定事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(以下「事業再編促進機械等」といいます。)											
割増償却割合	40%(建物及びその附属設備並びに構築物にあっては45%)											
適用期間	5年間											

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(12) 特定都市再生建築物等の割増償却 (旧措法47の2③二、68の35③二、旧措令29の5③、39の64③、旧措規20の21②、22の42②、改正法附則67⑨、82⑩)</p> <p>(措法47の2③二、68の35③二、旧措規20の21③、改正法附則67⑧⑨、82⑨⑩)</p> <p>(措令29の5①一、改正措令附則19⑦)</p> <p>(措法47の2①、68の35①)</p>	<p>○ 本制度の対象から、中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物に係る措置が除外されました。</p> <p>○ 雨水貯留利用施設に係る措置について、対象資産から雨水を貯留する構築物と併せて設置される滅菌装置及びろ過装置が除外されました。</p> <p>○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において施行されるものに係る土地の区域の面積要件が75,000 m²以上(改正前:50,000 m²以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平29.4.1前に取得等をした建築物及び構築物については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(13) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 (措法52の2②、68の40②)</p>	<p>○ 特別償却対象資産が被災代替資産等の特別償却制度の適用を受けた減価償却資産であるときは、その特別償却対象資産に係る本制度の適用については、青色申告書以外の確定申告書は、青色申告書とみなすこととされました。</p>	<p>—</p>
<p>(14) 準備金方式による特別償却制度 (措法52の3②⑥、68の41②⑥)</p>	<p>○ 特別償却対象資産がその事業の用に供した事業年度において被災代替資産等の特別償却制度の適用を受けることができる減価償却資産である場合には、その特別償却対象資産に係る本制度の適用については、青色申告書以外の確定申告書は、青色申告書とみなすこととされました。</p>	<p>—</p>

Ⅲ 税額の計算に関する改正

1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度（注1）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に10%（試験研究費割合（注2）が10%未満である場合には、その試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額が限度とされています（旧措法42の4①）。

（注1） 合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下同じです。

（注2） 試験研究費割合とは、その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額（*）に対する割合をいいます（旧措法42の4⑥三）。以下同じです。

（*） 平均売上金額とは、当期を含む4年間の売上金額の平均額をいいます（旧措法42の4⑥十）。以下同じです。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等（注）の各事業年度（上記(1)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に12%の税額控除割合を乗じた金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額が限度とされています（旧措法42の4②）。

（注） 中小企業者等とは、50 ページⅦ4〔制度の概要〕の(2)イの中小企業者等をいいます。

(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、特別試験研究費の額（その事業年度において、上記(1)又は(2)の制度の適用を受ける特別試験研究費の額を除きます。）がある場合には、上記(1)又は(2)の制度とは別に、その特別試験研究費の額に次の試験研究費の区分に応じ次の税額控除割合を乗じて計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の5%相当額が限度とされています（旧措法42の4③⑥六）。

イ 国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者と共同して行う試験研究又は特別研究機関等に委託する試験研究に係る一定の試験研究費の額 30%

ロ イ以外のもの 20%

(4) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次のイ又はロのいずれかに該当する場合には、いずれかを選択の上、上記(1)から(3)までの制度とは別に、その区分に応じそれぞれ次に定める税額控除額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の10%相当額が限度とされています（旧措法42の4④）。

イ 次の(イ)及び(ロ)のいずれも満たす場合

(イ) 増加試験研究費の額（注1） > 比較試験研究費の額（注2） × 5%

(ロ) 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額（注3）

税額控除額 = 増加試験研究費の額 × 30%（増加試験研究費割合（注4）が30%未満である場合には、その増加試験研究費割合）

（注1） 増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいいます（旧措法42の4④一）。

（注2） 比較試験研究費の額とは、当期前3年間の各期の試験研究費の額の平均額をいいます（旧措法42の4⑥八）。

（注3） 基準試験研究費の額とは、当期前2年間の各期の試験研究費の額のうち最も多い額をいいます（旧措法42の4⑥九）。

（注4） 増加試験研究費割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（旧措法42の4④一）。

ロ 試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10%

税額控除額 = (試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 超過税額控除割合(注)

(注) 超過税額控除割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

(5) 試験研究費の範囲

試験研究費とは、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究のために要する費用で次に掲げるものをいいます(旧措法42の4⑥一、旧措令27の4②)。

イ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ります。)及び経費

ロ 他の者に委託して試験研究を行う法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用

ハ 技術研究組合法の規定により賦課される費用

〔改正の内容〕

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除の見直し

〔制度の概要〕の(1)について、次の改正が行われました。

イ 税額控除割合について、試験研究費の額に乗ずる税額控除割合を増減試験研究費割合(注)に応じ、次のとおり計算することとされました(措法42の4①)。

(注) 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額(*)の比較試験研究費の額に対する割合をいいます(措法42の4③三)。以下同じです。

(*) 増減試験研究費の額とは、その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます(措法42の4③三)。以下同じです。

(算式)

(イ) 増減試験研究費割合が5%を超える場合

税額控除割合(注) = 9% + {(増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3}

(注) 10%(*)を上限

(*) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度については、14%となります(措法42の4②)。

(ロ) 増減試験研究費割合が5%以下である場合

税額控除割合(注) = 9% - {(5% - 増減試験研究費割合) × 0.1}

(注) 6%を下限

ロ 税額控除上限額について、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、次により計算した金額とすることとされました(措法42の4⑤)。

(算式)

税額控除上限額 = 調整前法人税額の25%相当額

+ 調整前法人税額 × {(試験研究費割合 - 10%) × 2}(注)

(注) 2を乗じた割合は10%を上限

(2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

〔制度の概要〕の(2)について、次の改正が行われました。

イ 平成31年4月1日以後に開始する各事業年度において、中小企業者のうち適用除外事業者(注)に該当するものについては適用対象から除外することとされました(措法42の4③④六の二)。

(注) 適用除外事業者とは、51ページⅦ4〔改正の内容〕の適用除外事業者をいいます。

ロ 税額控除割合及び税額控除上限額について、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度を除きます。)において、増減試験研究費割合が5%を超える場合には、次のとおりとすることとされました(措法42の4④)。

(算式)

(イ) 税額控除割合(注) = 12% + {(増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3}

(注) 17%を上限

(ロ) 税額控除上限額 = 調整前法人税額の35%相当額

ハ 税額控除上限額について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（上記ロ④の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費割合が 10% を超える場合には、次により計算した金額とすることとされました（措法 42 の 4 ⑤）。

（算式）

$$\text{税額控除上限額} = \text{調整前法人税額の 25\% 相当額} + \text{調整前法人税額} \times \{ (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2 \} \text{ (注)}$$

（注） 2 を乗じた割合は 10% を上限

③ 試験研究費の増加額又は平均売上金額の 10% を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

〔制度の概要〕の(4)について、次の改正が行われました。

- イ 試験研究費の増加額に係る税額控除制度が廃止されました（旧措法 42 の 4 ④一）。
 - ロ 平均売上金額の 10% を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の適用期限が平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 42 の 4 ⑦）。
- なお、上記(1)ロ又は上記(2)ロ④若しくはハの適用を受ける事業年度においては、本制度の適用を受けることはできません。

《イメージ図》

〔改正の内容〕(1)から(3)までについては、次のように見直しが行われました。

		改正前		改正後			
		平 29. 4. 1 前に開始した事業年度		平 29. 4. 1 から平 31. 3. 31 までの間に開始する事業年度		平 31. 4. 1 以後に開始する事業年度	
		税額控除割合	税額控除上限額	税額控除割合	税額控除上限額	税額控除割合	税額控除上限額
試験研究費の総額に係る税額控除	中小企業者等以外	8～10% 〔試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の 25% 相当額	6～14% 〔増減試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の 25% 相当額 〔試験研究費割合が 10% 超の場合に 0～10% 上乘せ※〕	6～10% 〔増減試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の 25% 相当額
	中小企業者等	12%	調整前法人税額の 25% 相当額	12～17% 〔増減試験研究費割合が 5% 超の場合に 0～5% 上乘せ〕	調整前法人税額の 25% 相当額 〔増減試験研究費割合が 5% 超の場合に 10% 上乘せ又は※の上乗せ〕	12%	調整前法人税額の 25% 相当額
試験研究費の増加額に係る税額控除		5～30% 〔増加試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の 10% 相当額	(廃止)			
平均売上金額の 10% を超える試験研究費に係る税額控除		0～10% 〔超過税額控除割合に応じて〕	調整前法人税額の 10% 相当額	(同左)	(同左)	—	—

④ 特別試験研究費の額に係る税額控除の見直し

〔制度の概要〕の(3)における特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用を自己が負担する場合について、対象費用の限定（改正前：原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費）が廃止され、研究に要した費用のうち確定申告書等に一定の書類の写しを添付することにより証明がされたものとされました（措法 42 の 4 ⑧九、措令 27 の 4 ⑱、措規 20⑱、旧措規 20⑩）。

(注) 上記改正に併せて、私立大学が行う受託研究に係る非課税要件の見直しが行われました(52 ページⅦ 5(7) 参照)。

(5) 試験研究費の範囲の見直し

〔制度の概要〕の(5)について、対象となる試験研究費に、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る次の試験研究のために要する一定の費用(注)が追加されました(措法42の4⑧一、措令27の4②③、措規20①②)。

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得

ロ 上記イの収集に係る情報又は上記イの取得に係る情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として上記イの情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者(以下「情報解析専門家」といいます。)により情報の解析を行う専用のソフトウェア等を用いて行われるもの

ハ 上記ロの分析により発見された法則を利用したその役務の設計

ニ 上記ハの設計に係る上記ハの法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用したその役務がその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

(注) 一定の費用とは、次の費用をいいます。

(イ) その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(情報解析専門家に係るものに限ります。)及び経費(外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びにその試験研究を行うために要する経費に相当する部分(外注費に相当する部分を除きます。)に限ります。)

(ロ) 他の者に委託をして試験研究を行うその法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用((イ)の原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限ります。)

(6) 申告要件の見直し

法人税額の特別控除に係る申告要件について、見直しが行われました(29 ページⅢ 6(7)参照)。

申告に当たっての注意点

イ 上記(5)により試験研究費の対象に追加された費用は新たな役務の開発に係る試験研究のために要するものに限られますが、新たな役務であるかどうかは、その法人にとって新たなものであるかどうかにより判断します。

ロ 上記(1)イ又は(2)ロ(イ)の適用を受ける場合の増減試験研究費割合の計算に当たっては、その計算の基礎となる当期前3年間の各期の試験研究費の額についても、上記(5)による改正後の試験研究費の範囲に基づき計算する必要があります。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の9)。

〔適用時期〕

(1) 〔改正の内容〕の(1)、(2)ロ及びハ、(3)、(4)並びに(5)は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則61、75①)。

(2) 〔改正の内容〕の(2)イは、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則1六、62①、75③)。

(注) 〔改正の内容〕の(6)の適用時期については、29 ページⅢ 6(7)を参照してください。

2 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定事業用機械等の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作若しくは建設をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除きます。）は、供用年度において、その特定事業用機械等の取得価額（100億円を限度）の4%（建物及びその附属設備並びに構築物については、2%）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の11の2②）。

(1) 適用対象法人等

本制度の適用対象法人、指定期間、適用対象資産、適用対象事業及び供用年度は、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（9ページⅡ1(1)～(5)参照）。

(2) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の11の2②）。

（算式）

イ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円以下の場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 4\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 2\%$$

ロ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{税額控除限度額} = 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 4\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{税額控除限度額} = 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 2\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、控除の対象となる特定事業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定事業用機械等の取得価額が限度とされます（措法42の11の2⑤）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 14 の 3）。

〔適用時期〕

企業立地促進法一部改正法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定事業用機械等について適用されます（措法 42 の 11 の 2 ②、68 の 14 の 3 ②、改正法附則 1 十）。

なお、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案は、平成 29 年 4 月 28 日現在、国会において審議中です。

3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

青色申告書を提出する法人が、適用年度（注 1）において、基準雇用者数（注 2）が 5 人以上（中小企業者等（注 3）である場合には、2 人以上）であることにつき所定の証明がされたなど一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の 10%（中小企業者等である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12①）。

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{ 万円} \times \text{特定地域基準雇用者数（注 4）}$$

（注 1） 適用年度とは、平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（*）をいいます（旧措法 42 の 12⑤一）。以下同じです。

（*） 合併、分割又は現物出資以外の事由による設立の日を含む事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注 2） 基準雇用者数とは、適用年度終了の日における雇用者の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者（*）に該当する者を除きます。）の数を減算した数をいいます（旧措法 42 の 12⑤四）。以下同じです。

（*） 高年齢雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険法の高年齢継続被保険者に該当するものをいいます（旧措法 42 の 12⑤三）。以下同じです。

（注 3） 中小企業者等は、50 ページ VII 4 【制度の概要】の(2)イの中小企業者等と同じです。以下同じです。

（注 4） 特定地域基準雇用者数とは、適用年度開始の日において地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（*1）においてその適用年度に新たに雇用された次の要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその事業所に勤務するものの数（その数とその事業所のみをその法人の事業所とみなした場合におけるその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します。）として所定の証明がされた数（*2）をいいます（旧措法 42 の 12⑤五）。

イ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること（無期雇用）。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと（フルタイム）。

（*1） その適用年度において次の(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を除きます。

（*2） その数とその法人のその適用年度の基準雇用者数（その適用年度において次の(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数（(2)（注 4）参照）を控除します。）を超える場合には、その基準雇用者数とします（旧措法 42 の 12①）。

(2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で拡充型計画（注 1）又は移転型計画（注 2）の認定を受けたもの（以下「認定事業者」といいます。）であるものが、適用年度において、次の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)又は旧措法第 42 条の 11 の 2 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12②⑦）。

イ 基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等にあつては、2 人以上）であることにつき所定の証明がされたこと。

ロ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

ハ 本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事

業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされたこと。

$$\text{地方事業所税額控除限度額} = 20 \text{ 万円 (注3)} \times \text{地方事業所基準雇用者数 (注4)}$$

(注1) 拡充型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます(旧措法42の11の2①)。以下同じです。

(注2) 移転型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます(旧措法42の11の2②一)。以下同じです。

(注3) 基準雇用者割合(*)が10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、50万円となります。

(*) 基準雇用者割合とは、基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいいます(旧措法42の12⑤七)。以下同じです。

(注4) 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人が地方活力向上地域において整備した地域再生法に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」といいます。)のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます(旧措法42の12⑤六)。以下同じです。

(3) 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者(移転型計画の認定を受けた法人に限ります。)であるもののうち上記(2)の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の30%相当額(上記(1)若しくは(2)又は旧措法第42条の11の2《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額)が限度とされています(旧措法42の12③)。

$$\text{地方事業所特別税額控除限度額} = 30 \text{ 万円} \times \text{地方事業所特別基準雇用者数 (注)}$$

(注) 地方事業所特別基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に移転型計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人が地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数の合計数をいいます(旧措法42の12⑤十一)。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例の見直し

〔制度の概要〕の(2)について、地方事業所税額控除限度額を次の算式により計算した金額の合計額とすることとされました(措法42の12②)。

(算式)

イ 30万円(注1) × 地方事業所基準雇用者数(注2)のうち特定新規雇用者数(注3)

(注1) 基準雇用者割合が10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、60万円となります。

(注2) 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます(措法42の12⑤七)。

(注3) 特定新規雇用者数とは、その法人が受けた地域再生法の認定に係る特定業務施設において適用年度に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの数として所定の証明がされた数をいいます(措法42の12②一)。以下同じです。

⑴ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること(無期雇用)。

⑵ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと(フルタイム)。

ロ 20万円(注1) × 次の⑴及び⑵の合計数

⑴ 新規雇用者総数(注2) - 特定新規雇用者数
(新規雇用者総数×40%相当数に達するまで)

⑵ 地方事業所基準雇用者数 - 新規雇用者総数

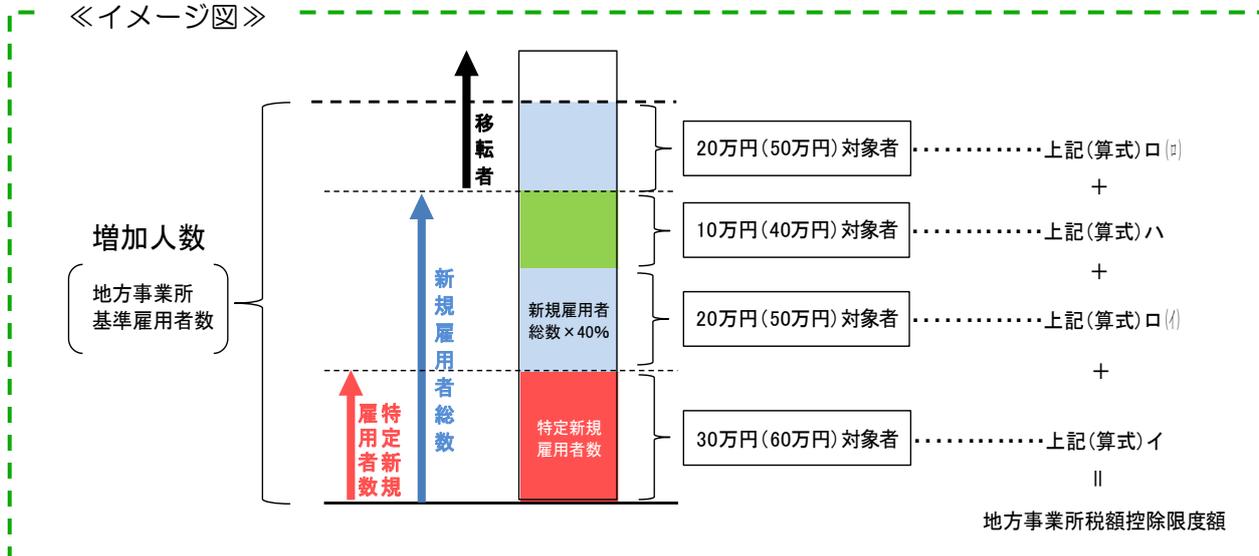
(注1) 基準雇用者割合が10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、50万円となります。

(注2) 新規雇用者総数とは、地域再生法の認定に係る特定業務施設においてその適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの総数（その適用年度の地方事業所基準雇用者数を上限とします。）として所定の証明がされた数をいいます（措法42の12②）。以下同じです。

ハ 10万円(注) × {新規雇用者総数 - 特定新規雇用者数 - (新規雇用者総数×40%)}

(注) 基準雇用者割合が10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、40万円となります。

《イメージ図》



(2) 申告要件の見直し

法人税額の特別控除に係る申告要件について、見直しが行われました（29 ページⅢ 6(7)参照）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の2）。

〔適用時期〕

〔改正の内容〕の(1)は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則61、78）。

(注) 〔改正の内容〕の(2)の適用時期については、29 ページⅢ 6(7)を参照してください。

4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

中小企業者等が、指定期間内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定経営力向上設備等」といいます。）の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作若しくは建設をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、その取得価額の7%（一定の法人(注)については、10%）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の12の4②）。

(注) 一定の法人とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（農業協同組合等及び中小企業等協同組合等を除きます。）以外の法人をいいます（措令27の12の4③）。

(1) 適用対象法人等

本制度の適用対象法人、指定期間、適用対象資産、適用対象事業及び供用年度は、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（11 ページⅡ 2(1)～(5)参照）。

(2) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 4 ②、改正法附則 64③）。

(算式)

税額控除限度額 = 特定経営力向上設備等の取得価額 × 7% (注)

(注) 中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が 3,000 万円を超える法人（農業協同組合等及び中小企業等協同組合等を除きます。）以外の法人の場合には、10%となります。

※ 上記の算式により計算した金額が供用年度の調整前法人税額の 20%相当額（措法第 42 条の 6 第 2 項（旧措法第 42 条の 6 第 4 項を含みます。）及び第 42 条の 12 の 3 第 2 項の規定により調整前法人税額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額）を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

(3) 繰越税額控除限度超過額の繰越控除

青色申告書を提出する法人が、各事業年度において繰越税額控除限度超過額（注）を有する場合には、その繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の調整前法人税額の 20%相当額（上記(2)、措法第 42 条の 6 第 2 項（旧措法第 42 条の 6 第 4 項を含みます。）及び第 3 項並びに第 42 条の 12 の 3 第 2 項及び第 3 項の制度により控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法 42 の 12 の 4 ③、改正法附則 64③）。

(注) 繰越税額控除限度超過額とは、その事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限ります。）における税額控除限度額のうち、上記(2)による法人税額の特別控除をしてもなおお控除しきれない金額の合計額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ④）。

申告に当たっての注意点

イ 本制度（上記(3)を除きます。）の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、控除の対象となる特定経営力向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定経営力向上設備等の取得価額が限度とされます（措法 42 の 12 の 4 ⑧）。

また、確定申告書等に法人が取得又は製作若しくは建設をした機械装置等（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。）が特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する書類として、その法人が受けた中小企業等経営強化法第 13 条第 1 項の認定等に係る経営力向上計画の写し及びその経営力向上計画に係る認定書の写しを添付する必要があります（措令 27 の 12 の 4 ④、措規 20 の 9 ②）。

ロ 上記(3)の繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書を添付し、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付する必要があります（措法 42 の 12 の 4 ⑨）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

〔適用時期〕

平成 29 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等について適用されます（措法 42 の 12 の 4 ②、68 の 15 の 5 ②）。

5 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（注 1）において国内雇用者（注 2）に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときには、その雇用者給与等支給増加額（注 3）の 10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度（本制度の適用を受けようとする事業年度をいいます。以下同じです。）の調整前法人税額の 10%（中小企業者等（注 4）である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。

(1) 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額（注 5）に対する割合が増加促進割合（注 6）以上であること。

(2) その雇用者給与等支給額（注 7）が比較雇用者給与等支給額（注 8）以上であること。

(3) 平均給与等支給額（注 9）が比較平均給与等支給額（注 10）を超えること。

（注 1） 合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注 2） 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特権関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内の事業所に勤務する一定の雇用者をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②一、旧措令 27 の 12 の 5 ④⑤）。以下同じです。

（注 3） 雇用者給与等支給増加額とは、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。以下同じです。

（注 4） 中小企業者等は、50 ページⅦ 4 〔制度の概要〕の(2)イの中小企業者等と同じです。以下同じです。

（注 5） 基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②四）。

（注 6） 増加促進割合とは、次の適用年度の開始日の区分に応じそれぞれ次の割合をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②五）。

適用年度の開始日	増加促進割合
～平 27. 3. 31	2 %
平 27. 4. 1～平 28. 3. 31	3 %
平 28. 4. 1～平 29. 3. 31	4 % (*)
上記以外	5 % (*)

(*) 中小企業者等である場合には、3%となります。

（注 7） 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②三）。以下同じです。

（注 8） 比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②六）。以下同じです。

（注 9） 平均給与等支給額とは、適用年度の継続雇用者に対する給与等の支給額として一定の金額をその継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として一定の数で除して計算した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②七、旧措令 27 の 12 の 4 ⑭⑮）。以下同じです。

（注 10） 比較平均給与等支給額とは、前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として一定の金額を前事業年度等のその継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として一定の数で除して計算した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②八、旧措令 27 の 12 の 4 ⑯⑰）。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 適用要件及び税額控除限度額の見直し

次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次のとおり見直しが行われました。

イ 中小企業者等以外の法人

〔制度の概要〕の(3)の要件について、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること(注)とされました。

また、税額控除限度額を雇用者給与等支給増加額の10%相当額に、その雇用者給与等支給増加額のうちその事業者の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に2%を乗じて計算した金額を加算した金額とされました(措法42の12の5①)。

ロ 中小企業者等

〔制度の概要〕の(1)から(3)までの要件に加え、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること(注)の要件(注)を満たす場合には、税額控除限度額を雇用者給与等支給増加額の10%相当額に、その雇用者給与等支給増加額のうちその中小企業者等の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に12%を乗じて計算した金額を加算した金額とされました(措法42の12の5①)。

(注) 適用年度に係る比較平均給与等支給額が零である場合には、この要件を満たさないものとされています(措令27の12の5⑱)。

《イメージ図》

	改正前	改正後
中小企業者等以外	<p>【要件】</p> <p>① 給与等支給総額: 平成24年度から一定割合以上増加 ② 給与等支給総額: 前年度以上 ③ 平均給与等支給額: 前年度を上回る</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>①・② 変更なし ③ 平均給与等支給額: 前年度比2%以上増の要件に変更</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10% + 前年度からの増加額に対して2%</p>
中小企業者等	<p>【要件】</p> <p>①~③ 中小企業者等以外と同じ ※ ただし、①の増加割合は以下のとおり</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>1 ①~③ 変更なし 2 ①~③ 変更なし ④ 平均給与等支給額: 前年度比2%以上増の要件を追加</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>要件1を満たす場合 ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>要件2を満たす場合 ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10% + 給与等支給総額の前年度からの増加額に対して12%</p>

(2) 申告要件の見直し

法人税額の特別控除に係る申告要件について、見直しが行われました(29ページⅢ6(7)参照)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の6)。

〔適用時期〕

〔改正の内容〕の(1)は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則61、81）。

（注）〔改正の内容〕の(2)の適用時期については、29ページⅢ6(7)を参照してください。

6 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 中小企業者等の法人税率の特例（措法42の3の2①②、68の8①②）	○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5①、68の10①、措規20の2、22の24、改正法附則63、76）	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（13ページⅡ3(1)参照）と同様の改正が行われました。	13ページⅡ3(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（旧措法42の6④、68の11④、改正法附則64②、77②） （措法42の6①、68の11①、旧措規20の3①、改正法附則64①、77①） （措法42の6②③、42の12の3②③、42の12の4②③、68の11②③、68の15の4②③、68の15の5②③、改正法附則64③④、66、77③④、79） （措法42の6①、68の11①）	○ 特定生産性向上設備等に係る特定中小企業者等に対する税額控除割合の上乗せ措置及び特定中小企業者等以外の法人に対する税額控除の選択適用を認める措置が廃止されました。 ○ 対象資産について、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（13ページⅡ3(2)参照）と同様の改正が行われました。 ○ 本制度における特別税額控除額について、本制度（廃止前の特定生産性向上設備等に係る措置を含みます。）、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度を合計して調整前法人税額の20%相当額を限度とすることとされました。 ○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	平29.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。 13ページⅡ3(2)の適用時期等と同じとなります。 平29.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措規20の4②一・二、改正措規附則8） （措令27の9①一、39の43①） （措令27の9①二～五、39の43①）	○ 沖縄の観光地形成促進地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象施設から、野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館が除外されました。 ロ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。 ○ 沖縄の情報通信産業振興地域に係る措置、沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置について、適用期限がそれぞれ平成31年3月31日まで2年延長されました。	平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — —

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 地方活力向上地域において特定建物等を取 得した場合の法人税額 の特別控除 (措法42の11 の3②、68の15②)</p> <p>(措令27の11の3、39の 45①、改正法附則1六、 62①、75③)</p>	<p>○ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に地方活 力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が取 得等をした特定建物等の税額控除限度額について、引き続きそ の特定建物等の取得価額の4% (移転型計画である場合には、 7%) (改正前: 2% (移転型計画である場合には、4%)) 相 当額とされました。</p> <p>○ 投資規模要件について、地方活力向上地域において特定建物 等を取 得した場合の特別償却 (13ページII 3(3)参照) と同様の 改正が行われました。</p>	<p>—</p> <p>13ページII 3(3)の適用 時期等と同じとなります。 す。</p>
<p>(6) 特定中小企業者等が 経営改善設備を取 得した場合の法人税額の特 別控除 (措法42の6② ③、42の12の3②③、42 の12の4②③、68の11② ③、68の15の4②③、68 の15の5②③、改正法附 則64③④、66、77③④、 79)</p> <p>(措法42の12の3①、68 の15の4①)</p>	<p>○ 本制度における特別税額控除額について、本制度、中小企業 者等が機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除制度 (廃止 前の特定生産性向上設備等に係る措置を含みます。) 及び中小 企業者等が特定経営力向上設備等を取 得した場合の法人税額 の特別控除制度を合計して調整前法人税額の20%相当額を限 度とすることとされました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平29. 4. 1以後に終了 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に終了した事業 年度分の法人税につ いては、従来どおり適用 されます。</p> <p>—</p>
<p>(7) 法人税額の特別控除 に係る申告要件の見直 し (措法42の4⑩、42の 5⑨⑩、42の6⑧⑨、42 の9⑤⑥、42の10⑥、42 の11⑥、42の11の2⑤、 42の11の3⑤、42の12 ⑧、42の12の2②、42の 12の3⑧⑨、42の12の4 ⑧⑨、42の12の5④、42 の13⑤、68の9⑩、68の 10⑩⑪、68の11⑨⑩、68 の13⑥⑦、68の14⑦、68 の14の2⑥、68の14の3 ⑥、68の15⑥、68の15の 2⑧、68の15の3③、68 の15の4⑨⑩、68の15の 5⑨⑩、68の15の6④、 68の15の7⑤、改正法附 則62②、75④)</p>	<p>○ 当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限 り適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限 とする次の制度について、納税者の立証すべき事項 (試験研究 費の額、適用対象資産の取得価額等) 及び当初申告が必要であ ることが明確化されるとともに、要件を満たす場合には税額控 除額を変更できることが明らかにされました。</p> <p>イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</p> <p>ロ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ハ 中小企業者等が機械等を取 得した場合の法人税額の特別 控除</p> <p>ニ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ホ 国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ヘ 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ト 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械 等を取 得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>チ 地方活力向上地域において特定建物等を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>リ 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税 額の特別控除</p> <p>ヌ 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした 場合の法人税額の特別控除</p> <p>ル 特定中小企業者等が経営改善設備を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ヲ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ワ 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控 除</p> <p>カ 法人税の額から控除される特別控除額の特例</p>	<p>平29. 4. 1以後に提出 する修正申告書若しく は更正請求書に係る法 人税又は同日以後にさ れる更正 (同日前に提 出された更正請求書に 係るものを除きます。) に 係る事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に提出した 修正申告書若しくは更 正請求書に係る法人税 又は同日前にされた更 正に係る事業年度分の 法人税については、従 来どおり適用されま す。</p>

IV 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等										
<p>(1) 新事業開拓事業者投資損失準備金 (措法55の2①、68の43の2①)</p> <p>(措法55の2①、68の43の2①)</p>	<p>○ 認定特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式に係る準備金の積立割合が50% (改正前：80%) に引き下げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>平29.4.1以後に受ける認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をした株式に係る準備金について適用されます。</p> <p>—</p>										
<p>(2) 特定事業再編投資損失準備金 (旧措法55の3、68の43の3、旧措令32の4、39の72の3、旧措規21の3、22の46の2、改正法附則68、83、改正措令附則20、27、改正措規附則10、14)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>計画の認定を平29.4.1前に受けた法人の同日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、従来どおり適用されます。</p>										
<p>(3) 特定原子力施設炉心等除去準備金 (措法57の4の2、68の54の2、措令39の82の2、改正法附則1十三)</p>	<p>○ 特定原子力施設炉心等除去準備金制度が創設されました。この創設された制度の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">創設された制度の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 者</td> <td>青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の廃炉等実施認定事業者であるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 期 間</td> <td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">損 金 算 入</td> <td>特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出に充てるため、その特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につき原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">益 金 算 入</td> <td>その準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用を支出した場合には、その支出した日におけるその特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度において益金の額に算入する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	創設された制度の概要	対 象 者	青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の廃炉等実施認定事業者であるもの	対 象 期 間	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度	損 金 算 入	特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出に充てるため、その特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につき原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入する。	益 金 算 入	その準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用を支出した場合には、その支出した日におけるその特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度において益金の額に算入する。	<p>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律 (平29.4.28現在審議中) の施行の日から施行されます。</p>
区 分	創設された制度の概要											
対 象 者	青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の廃炉等実施認定事業者であるもの											
対 象 期 間	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度											
損 金 算 入	特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出に充てるため、その特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につき原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入する。											
益 金 算 入	その準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用を支出した場合には、その支出した日におけるその特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度において益金の額に算入する。											
<p>(4) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (措法57の9①②、68の59①②、改正法附則1六、62①、75③)</p> <p>(措法57の9③、68の59③、改正法附則61)</p>	<p>○ 中小法人等に対する法定繰入率の選択を認める措置について、適用対象から中小法人のうち適用除外事業者に該当するものが除外されました (50ページⅦ4参照)。</p> <p>○ 公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 割増率が10% (改正前：12%) に引き下げられました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されません。</p> <p>平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業</p>										

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法57の9③、68の59③)	ロ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(5) 農業経営基盤強化準備金 (措法61の2①、68の64①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました。	—

V 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3②一ロ）</p> <p>（措法62の3⑭、68の68⑭）</p> <p>（措法62の3④、68の68④）</p>	<p>○ 対象となる土地の譲渡等のうちその有する資産が主として土地等である法人の発行する株式又は出資の譲渡から適格株式分配による移転が除外されました。</p> <p>○ 適用停止措置の期限が平成32年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 適用除外措置の期限が平成31年12月31日まで3年延長されました。</p> <p>（注） その他災害特例の常設化に関する改正が行われていますので、7ページI 4(3)を参照してください。</p>	<p>本制度は、平10.1.1から平32.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法63⑦、68の69⑦）</p>	<p>○ 適用停止措置の期限が平成32年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(3) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法64の2⑩、68の71⑫、改正法附則1三、69③、84③）</p>	<p>○ 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による対象法人の完全子法人化（非適格株式交換等に該当するものに限り）が行われた場合には、特別勘定の金額を取り崩すこととされました。</p> <p>（注） その他災害特例の常設化に関する改正が行われていますので、7ページI 4(5)を参照してください。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる株式交換等について適用され、同日前に行われた株式交換については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措令39の4③、改正措令附則1十、23①）</p> <p>（措令39の4③、改正措令附則1十、23①）</p>	<p>○ 適用対象となる土地等の譲渡について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 適用対象から都市緑地法に規定する特別緑地保全地区内の土地等が特定緑地管理機構に買い取られる場合が除外されました。</p> <p>ロ 特別緑地保全地区内の土地等が緑地管理機構に買い取られる場合について、緑地管理機構の指定権者が都道府県知事から市町村長に変更された後も引き続き本制度の適用対象とされました。</p>	<p>都市緑地法等の一部を改正する法律（平29.4.28現在未公布）の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税については適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7①表一、68の78①表一、改正法附則69⑦、84⑦）</p>	<p>○ 対象となる買換えについて、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 既成市街地等の内から外への買換えに係る措置について、適用対象から次のものが除外されました。</p> <p>Ⅱ 譲渡資産から事務所として使用されている建物等又はその敷地の用に供されている土地等</p> <p>Ⅲ 買換資産から立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地</p>	<p>平29.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(旧措法65の7①表二・七、68の78①表二・七、改正法附則69⑧～⑩、84⑧～⑩)</p> <p>(措令39の7⑦、39の106③、改正措令附則23②、29①)</p> <p>(措法65の7①表八、68の78①表八、改正法附則69⑪、84⑪)</p>	<p>域内にある誘導施設に係る土地等、建物及び構築物</p> <p>ロ 適用対象から市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換えに係る措置及び農用地区域内にある土地等の買換えに係る措置が除外されました。</p> <p>ハ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えに係る措置について、買換資産のうち鉄道事業用の車両運搬具が貨物鉄道事業用の電気機関車に限定されました。</p> <p>ニ 船舶から船舶への買換えに係る措置について、次のとおり見直しが行われました。 (イ) 適用対象から漁船に係る措置が除外されました。</p>	<p>勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29. 4. 1前に行った譲渡資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。また、平28. 12. 1から平29. 4. 1の前日までの間に農業委員会に利用権の設定等を受けた旨の申出又は利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出をした法人が平29. 4. 1から平31. 3. 31までの間に譲渡をする譲渡資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29. 4. 1以後に譲渡資産の譲渡をして同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>その有する譲渡資産のうち漁業の用に供されるものにつき平29. 4. 1前に農林水産大臣に試験の依頼をした法人が、同日から平31. 12. 31までの間に譲渡をす</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の7⑧二、改正措令附則23②)</p> <p>(平29国土交通省告示第303号)</p> <p>(措法65の7①、65の8①、65の9①、68の78①、68の79①、68の80①)</p>	<p>(㊦) 譲渡資産となる船舶のうち建設業又はひき船業用のものの進水の日から譲渡の日までの期間の上限が40年（改正前：45年）に引き下げられました。</p> <p>(㊧) 買換資産のうち総トン数が2,000トン以上の内航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われました。</p> <p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>るその譲渡資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして同日以後に買換資産の取得をする場合のその資産及びその資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(6) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (措法65の8⑪、68の79⑫、改正法附則1三、69⑫、84⑫)</p>	<p>○ (3)と同様の改正が行われました。</p> <p>(注) その他災害特例の常設化に関する改正が行われていますので、8ページI4(8)を参照してください。</p>	<p>(3)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(7) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (措法65の12⑬、68の83⑬、改正法附則1三、69⑬、84⑬)</p>	<p>○ (3)と同様の改正が行われました。</p>	<p>(3)の適用時期等と同じとなります。</p>

(注) その他災害特例の常設化に関する改正が行われていますので、**7ページI4(4)(6)(7)**を参照してください。

VI 国際課税に関する改正

1 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 適用対象となる内国法人

適用対象となる内国法人は、次の内国法人とされています。

イ その有する外国関係会社(注)の直接及び間接保有の株式等の数のその外国関係会社の発行済株式又は出資(自己の株式等を除きます。以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額のうち占める割合(以下「直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合」といいます。)が10%以上である内国法人

(注) 外国関係会社とは、外国法人で、その発行済株式等の総数又は総額のうち居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計数又は合計額の占める割合が50%を超えるものをいいます(旧措法66の6②一)。以下同じです。

ロ 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が10%以上である一の同族株主グループに属する内国法人(イに掲げる内国法人を除きます。)

(2) 合算対象となる外国関係会社の判定方法等

外国関係会社が合算対象となるかどうかは、租税負担割合基準(注)を満たす外国関係会社(以下「特定外国子会社等」といいます。)であるかどうかにより判定することとされています(旧措法66の6①)。

(注) 租税負担割合基準とは、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(以下「本店所在地国」といいます。)におけるその所得に対して課される税の負担が我が国において課される税の負担に比して著しく低いものである(本店所在地国において法人の所得に対して課される税が存在しない又は各事業年度の所得に対して課される租税の額がその所得の金額の20%未満である)かどうかの基準をいいます(旧措法66の6①、旧措令39の14①)。以下同じです。

(3) 特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入制度(会社単位の合算課税制度)

特定外国子会社等の所得に相当する金額(以下「適用対象金額」といいます。)のうち、その特定外国子会社等の発行済株式等の10%以上を直接及び間接に有する内国法人のその有する株式等に対応する部分として計算した金額(以下「課税対象金額」といいます。)をその内国法人の収益の額とみなして、その所得金額の計算上、益金の額に算入することとされています(旧措法66の6①)。

○ 適用除外基準

特定外国子会社等が次の全ての要件(以下「適用除外基準」といいます。)を満たしている事業年度については、会社単位の合算課税制度の適用はないこととされています(旧措法66の6③)。

イ 事業基準

株式等・債券の保有、工業所有権・著作権等の提供又は船舶・航空機の貸付けを主たる事業とするものでないこと。

なお、事業持株会社に該当する特定外国子会社等は、株式等の保有を主たる事業とするものから除外することとされています。

ロ 実体基準

本店所在地国において、その主たる事業(事業持株会社にあつては、統括業務)を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること。

ハ 管理支配基準

本店所在地国において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。

ニ 非関連者基準又は所在地国基準

(イ) 非関連者基準

卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業を主として特定外国子会社等の関連者以外の者との間で行っていること。

(ロ) 所在地国基準

上記(イ)の非関連者基準が適用される7業種以外の事業を主として本店所在地国において行っていること。

(4) 特定外国子会社等の部分課税対象金額の益金算入制度（資産性所得の合算課税制度）

特定外国子会社等が、上記(3)の適用除外基準に係る要件の全てを満たすことにより上記(3)の会社単位の合算課税制度が適用されない適用対象金額を有する場合において、旧措法第66条の6第4項各号に規定する特定所得の金額を有するときは、その特定所得の金額の合計額（以下「部分適用対象金額」といいます。）のうち、その特定外国子会社等の発行済株式等の10%以上を直接及び間接に有する内国法人のその有する株式等に対応する部分として計算した金額（その金額が課税対象金額に相当する金額を超えるときは、その相当する金額。以下「部分課税対象金額」といいます。）をその内国法人の収益の額とみなして、その所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています（旧措法66の6④）。

○ 資産性所得の合算課税制度の適用免除

次のいずれかに該当する事実がある場合には、資産性所得の合算課税制度は適用されません（旧措法66の6⑤）。

イ 特定外国子会社等の部分適用対象金額に係る収入金額が1,000万円以下である場合

ロ 決算に基づく所得の金額に相当する金額のうちに部分適用対象金額の占める割合が5%以下である場合

(5) 外国子会社合算税制の適用に係る外国税額控除

内国法人が外国子会社合算税制の適用を受ける場合に、その内国法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税があるときは、その外国法人税の額のうち課税対象金額又は部分課税対象金額に対応する部分の金額をその内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（注）とみなして、外国税額控除制度を適用することとされています（旧措法66の7①）。

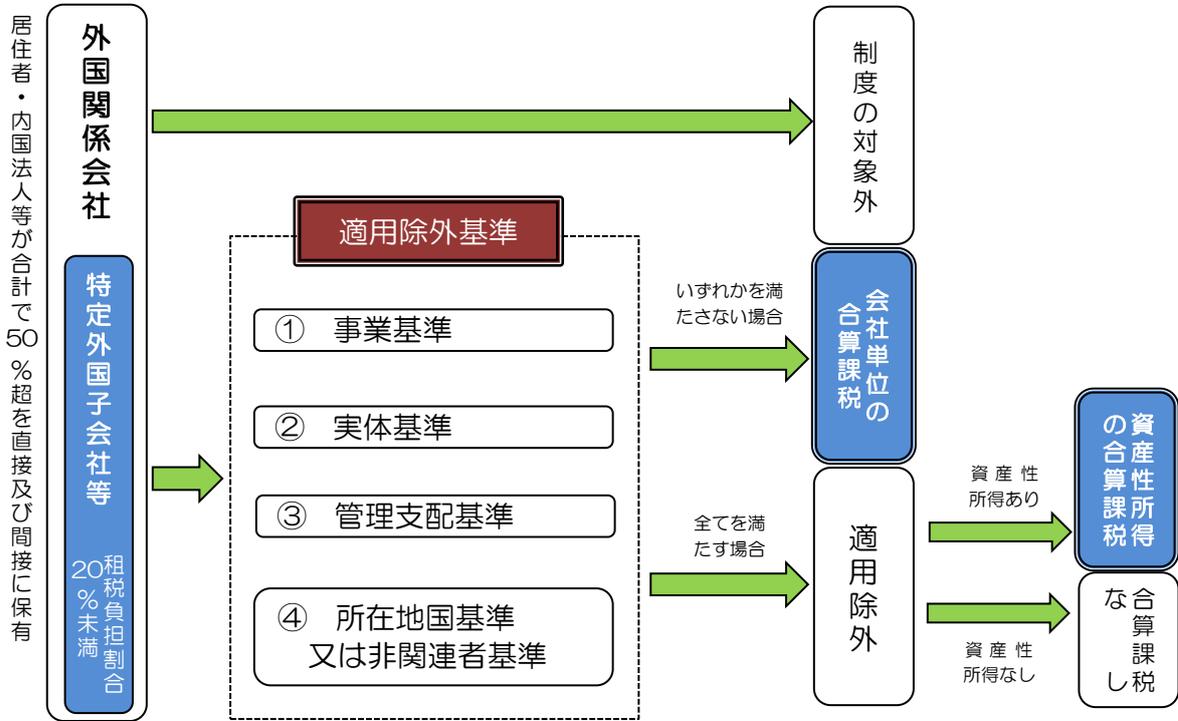
（注） 控除対象外国法人税の額とは、内国法人が納付した外国法人税の額のうち外国税額控除の対象とされるものをいいます。

【改正の内容】

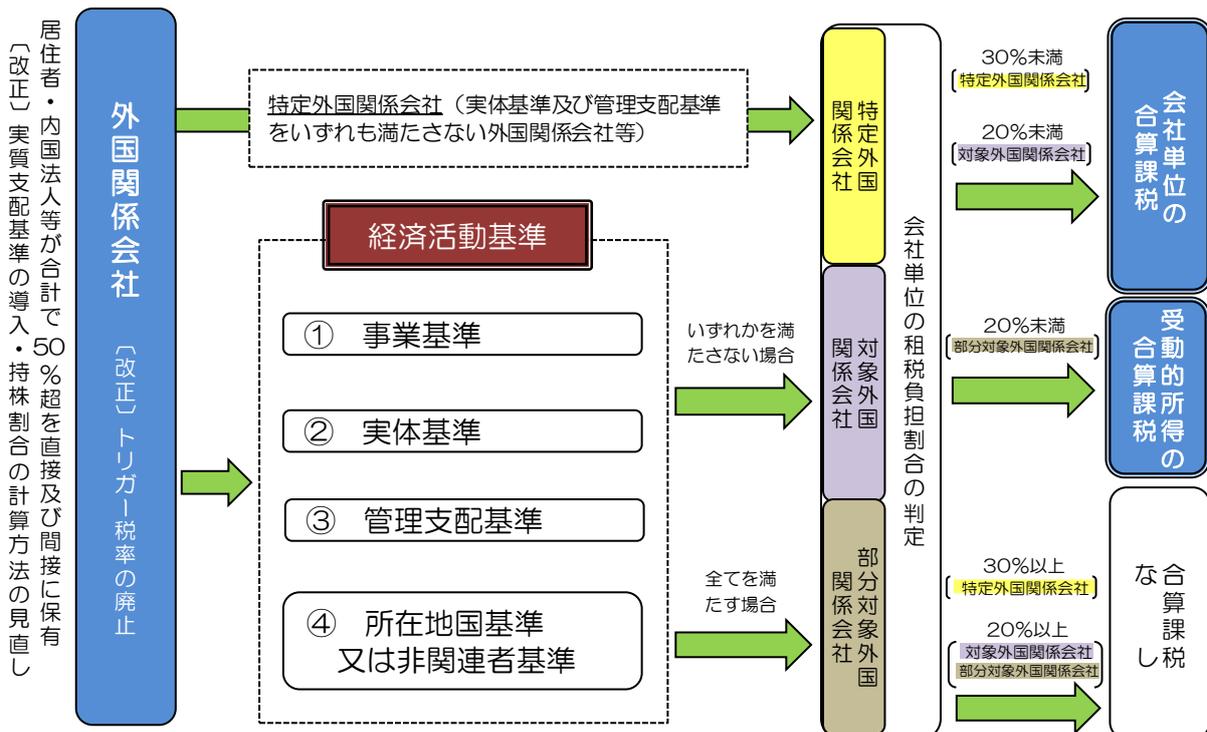
外国子会社合算税制について、次のとおり見直しが行われました。

《イメージ図》

＜改正前＞



＜改正後＞



(1) 適用対象となる内国法人の見直し

〔制度の概要〕の(1)の適用対象となる内国法人に、下記(2)イの外国関係会社との間に実質支配関係(注)がある内国法人が追加されました(措法66の6①二)。

(注) 実質支配関係とは、居住者又は内国法人(以下「居住者等」といいます。)が外国法人の残余財産のおおむね全部について分配を請求する権利を有していること又は居住者等が外国法人の財産の処分の方針をおおむね全部決定することができる旨の契約等が存在すること等の事実が存在する場合におけるその居住者等とその外国法人との間の関係をいいます(措法66の6②五、措令39の16①)。以下同じです。

(2) 合算対象となる外国法人の判定方法等の見直し

〔制度の概要〕の(2)の合算対象となる外国法人の判定方法等について、次のとおり見直しが行われました。

イ 外国関係会社の範囲の見直し

外国関係会社に、居住者等と外国法人との間に実質支配関係がある外国法人が追加されました(措法66の6②一ロ)。

また、外国関係会社の判定における間接保有割合の計算方法について、連鎖方式(改正前：掛け算方式)によることとされました(措法66の6②一イ、措令39の14の2②～④)。

ロ 租税負担割合基準の廃止

外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかを判定するための租税負担割合基準が廃止されました(旧措法66の6①)。

(3) 会社単位の合算課税制度の見直し

イ 適用除外基準の見直し

〔制度の概要〕の(3)の会社単位の合算課税制度における適用除外基準が同制度の発動基準(以下「経済活動基準」といいます。)に改められました(措法66の6①②三、旧措法66の6③)。

ロ 合算対象となる外国関係会社の見直し

次の(イ)から(ハ)までに掲げる外国関係会社(以下「特定外国関係会社」といいます。)及び経済活動基準に係る要件のいずれかに該当しない外国関係会社(以下「対象外国関係会社」といいます。)を会社単位の合算課税の対象とされました(措法66の6①②)。

(イ) 次のいずれにも該当しない外国関係会社(措法66の6②二イ)

A その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社

B その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社

(ロ) その総資産の額に対する下記(4)ロ(イ)から(ハ)までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合(下記(5)イの外国金融子会社等に該当する外国関係会社にあつては、総資産の額に対する下記(5)ロ(イ)に掲げる金額に相当する金額又は下記(5)ロ(ロ)から(ハ)までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合)が30%を超える外国関係会社(総資産の額に対する有価証券等の資産の額の合計額の割合が50%を超える外国関係会社に限りません。)(措法66の6②二ロ)

(ハ) 租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店等を有する外国関係会社(措法66の6②二ハ)

ハ 外国関係会社が上記ロ(イ)A若しくはB又は経済活動基準に係る要件に該当することを明らかにする書類等の提出がない場合の推定

国税当局の職員は、内国法人に係る外国関係会社が上記ロ(イ)A若しくはB又は経済活動基準に係る要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、その内国法人に対し、期間を定めて、その外国関係会社が上記ロ(イ)A若しくはB又は経済活動基準に係る要件に該当することを明らかにする書類等の提示又は提出を求めることができることとされました。この場合において、その書類等の提示又は提出がないときは、その外国関係会社は上記ロ(イ)A若しくはB又は経済活動基準に係る要件に該当しないものと推定されることとされました(措法66の6③④)。

ニ 適用免除

特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が30%以上である場合又は対象外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が20%以上である場合には、会社単位の合算課税制度は適用しないこととされました(措法66の6⑤)。

(4) 部分対象外国関係会社に係る一定所得の部分合算課税制度の見直し

イ 合算対象となる外国関係会社

経済活動基準に係る要件の全てに該当する外国関係会社（以下「部分対象外国関係会社」といいます。）のうち、下記(5)イの外国金融子会社等に該当するもの以外のものを部分対象外国関係会社に係る一定所得の部分合算課税制度の対象とすることとされました（措法66の6②六・⑥⑦）。

ロ 合算対象となる金額

部分対象外国関係会社に係る一定所得の部分合算課税制度の合算対象となる金額は、次の(1)から(4)まで、(5)、(6)及び(7)に掲げる金額の合計額と、次の(8)から(11)まで及び(12)に掲げる金額の合計額（零を下回る場合には、零とします。）を基礎として前7年以内に開始した各事業年度において生じた次の(1)から(11)まで及び(12)に掲げる金額の合計額が零を下回る部分の金額につき調整を加えた金額とを合計した金額（以下「部分適用対象金額」といいます。）とされています。

(1) 剰余金の配当等の額（次に掲げる法人から受ける剰余金の配当等の額を除きます。）の合計額からその剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及びその剰余金の配当等の額に係る一定の費用の額を控除した残額

A 持分割合が25%以上であること等の要件に該当する法人

B 持分割合が10%以上であること等の要件に該当する外国法人（化石燃料を採取する事業（自ら採取した化石燃料に密接に関連する事業を含みます。）を主たる事業とする外国法人のうち一定の要件に該当するものに限り。）

(2) 受取利子等の額（その行う事業に係る業務の通常過程において生ずる預金又は貯金の利子の額及び一定の取引等に係る利子の額を除きます。）の合計額からその受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

(3) 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額からその対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

(4) 有価証券の譲渡に係る対価の額（持分割合が25%以上の株式等の譲渡に係る対価の額を除きます。）の合計額からその有価証券の譲渡に係る原価の額の合計額及びその対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

(5) デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額（損失を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額等を除きます。）

(6) その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額又は損失の額（その行う事業に係る業務の通常過程において生ずる利益の額又は損失の額を除きます。）

(7) (1)から(6)までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（損失を減少させるために行った一定の取引に係る利益の額又は損失の額を除きます。）

(8) 固定資産の貸付けによる対価の額（主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産の貸付けによる対価の額、その本店所在地国にある不動産等の貸付けによる対価の額及びその本店所在地国においてその役員又は使用人が固定資産の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件に該当する部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額等を除きます。）の合計額からその対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

(9) 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用权を含みます。）又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。）（以下「無形資産等」といいます。）の使用料（自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料等を除きます。）の合計額からその使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

(10) 無形資産等の譲渡に係る対価の額（自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額等を除きます。）の合計額からその無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額及びその対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

(11) 次のAからJまでに掲げる金額がないものとした場合のその部分対象外国関係会社の各事業年度の所得の金額からその各事業年度に係る次のKに掲げる金額を控除した残額

A 支払を受ける剰余金の配当等の額

B 受取利子等の額

- C 有価証券の貸付けによる対価の額
- D 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額からその有価証券の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額
- E デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額
- F その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額又は損失の額
- G AからFまでに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額
- H 固定資産の貸付けによる対価の額
- I 支払を受ける無形資産等の使用料
- J 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額からその無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額
- K 総資産の額に人件費等の費用の額を加算した金額に50%を乗じて計算した金額

(5) 外国金融子会社等に係る一定所得の部分合算課税制度の見直し

イ 合算対象となる外国関係会社

本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業又は保険業を行う部分対象外国関係会社でその本店所在地国においてこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの（以下「外国金融子会社等」といいます。）を外国金融子会社等に係る一定所得の部分合算課税制度の対象とすることとされました（措法66の6②七・⑧⑨）。

ロ 合算対象となる金額

外国金融子会社等に係る一定所得の部分合算課税制度の合算対象となる金額は、次の(イ)に掲げる金額と、次の(ロ)、(ハ)及び(ニ)に掲げる金額と次の(イ)に掲げる金額（零を下回る場合には、零とします。）を基礎として前7年以内に開始した各事業年度において生じた次の(イ)に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき調整を加えた金額とを合計した金額のうちいずれか多い金額（以下「金融子会社等部分適用対象金額」といいます。）とされています（措法66の6⑧⑨）。

- (イ) 一の内国法人によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係会社で一定の要件を満たすもの（その純資産につき一定の調整を加えた金額（以下「親会社等資本持分相当額」といいます。）の総資産の額に対する割合が70%を超えるものに限ります。）の親会社等資本持分相当額が一定の金額を超える場合におけるその超える部分に相当する資本に係る利益の額
- (ロ) 上記(イ)ロ(イ)に掲げる金額に相当する金額
- (ハ) 上記(イ)ロ(ロ)に掲げる金額に相当する金額
- (ニ) 上記(イ)ロ(ハ)に掲げる金額に相当する金額
- (イ) 上記(イ)ロ(イ)に掲げる金額に相当する金額

(6) 部分合算課税制度の適用免除

部分対象外国関係会社につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、部分合算課税制度は適用しないこととされました（措法66の6⑩）。

- イ 各事業年度の租税負担割合が20%以上であること。
- ロ 各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額が2,000万円以下であること。
- ハ 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額のうち部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の占める割合が5%以下であること。

(7) 外国関係会社に係る財務諸表等の添付

内国法人は、その内国法人に係る次に掲げる外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の書類を確定申告書に添付しなければならないこととされました（措法66の6⑪）。

- イ その各事業年度の租税負担割合が20%未満である外国関係会社（特定外国関係会社を除きます。）
- ロ その各事業年度の租税負担割合が30%未満である特定外国関係会社

(8) 二重課税調整

内国法人が上記(3)から(5)までの合算課税の適用を受ける場合には、その内国法人に係る外国関係会社に対して課される所得税の額及び法人税の額の合計額のうち合算対象とされた金額に対応する部分の金額に相当する金額について、その内国法人の法人税の額から控除することとされました(措法66の7④)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の90～68の93)。

〔適用時期〕

外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用され、特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度に係る課税対象金額等については、従来どおり適用されます(改正法附則1五、70①～④、85①～⑤)。

2 その他

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国税額の控除(法69⑮⑯、81の15⑨⑩、144の2⑩、地方法12⑥)	○ 適用金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額等が納税者の立証すべき事項として明確化されるとともに、要件を満たす場合には控除額を変更できることが明らかにされました。	—
(2) 中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入(法142の2の2)	○ 外国法人について、内国法人の中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入(6ページI 4(1)参照)と同様の改正が行われました。	—
(3) 中間申告(法144の3⑤、改正法附則1三、27)	○ 外国法人について、内国法人の中間申告(56ページVII 5(2)参照)と同様の改正が行われました。	56ページVII 5(2)の適用時期等と同じとなります。
(4) 中間申告書の提出を要しない場合(法144の3の2、145の5、地方法16①)	○ 外国法人について、内国法人の中間申告書の提出を要しない場合(6ページI 4(2)参照)と同様の改正が行われました。	—
(5) 仮決算の中間申告による所得税額の還付(法144、144の4①②⑤⑥、144の11①、法令202②)	○ 外国法人について、内国法人の仮決算の中間申告による所得税額の還付(1ページI 1参照)と同様の改正が行われました。	—
(6) 確定申告書の提出期限の延長の特例(法144の8、改正法附則28①)	○ 外国法人について、内国法人の確定申告書の提出期限の延長の特例(48ページVII 3参照)と同様の改正が行われました。	50ページVII 3の適用時期と同じとなります。
(7) 欠損金の繰戻しによる還付(法144の13①②⑥～⑧⑩、法令206⑤、改正法附則29、通則法10②)	○ 外国法人について、内国法人の欠損金の繰戻しによる還付(2ページI 2参照)と同様の改正が行われました。	4ページI 2の適用時期と同じとなります。
(8) 国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予(措法66の4の2①、68の88の2①)	○ 租税条約の規定に基づき国税庁長官又はその租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対しその租税条約に規定する申立てをした場合に、本制度の適用を受けることができることとされました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(9) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例 (措法66の9の2～66の9の4、68の93の2～68の93の4、措令39の20の2～39の20の9、39の120の2～39の120の9、措規22の11の2、22の76の2、改正法附則1五、70⑤～⑧、85⑥～⑩)</p>	<p>○ 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例制度 (35ページⅥ1参照) と同様の改正が行われました。</p>	<p>外国関係法人の平30.4.1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用され、特定外国法人の同日前に開始した事業年度に係る課税対象金額等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(10) 振替国債の償還差益等の非課税等 (措法67の17⑦～⑩、措令39の33の3⑤～⑧、改正法附則72)</p> <p>(措法67の17⑦～⑩、措令39の33の3⑤～⑧、改正法附則72)</p> <p>(措法67の17⑨⑩、措令39の33の3⑦⑧)</p>	<p>○ 本制度における特定金融機関等に、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち一定のもの及び金融商品取引清算機関が追加されました。</p> <p>○ 本制度における外国金融機関等に、金融商品債務引受業を営む外国法人が追加されました。</p> <p>○ 非課税の対象となる所得に、外国金融機関等以外の外国法人 (特定金融機関等の関連者及び租税条約等の相手国等以外の国又は地域の法人を除きます。) が特定金融機関等との間で振替国債を用いて行う取引期間3月以内等の要件を満たす債券現先取引で、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間において開始するものにつき支払を受ける貸借料等が追加されました。</p>	<p>平29.4.1以後に開始する振替債等に係る特定債券現先取引等につき支払を受ける貸借料等について適用され、同日前に開始した債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける貸借料等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
<p>(11) 租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続 (実特省令12)</p>	<p>○ 相互協議に係る手続について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 外国法人が国税庁長官に対し相互協議の申立てをすることができることとされました。</p> <p>ロ 租税条約の相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした者が国税庁長官に対し仲裁の要請をすることができることとされました。</p>	<p>—</p>

(注) その他株式分配に伴う外国法人株主に対する課税に関する改正が行われていますので、45ページⅦ1(2)ハ)を参照してください。

Ⅶ その他の改正

1 適格分割及び現物分配の整備並びに適格株式分配の創設

〔制度の概要〕

(1) 適格分割

適格分割とは、次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式（分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として一定の関係がある法人の株式をいいます。）のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの（その株式が交付される分割型分割にあっては、その株式が分割法人の株主等の有するその分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるものに限ります。）をいうこととされています（旧法22の十一、旧法令4の3⑤）。

イ 分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係その他の一定の関係がある場合の分割（旧法22の十一イ、旧法令4の3⑥）

ロ 分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の一定の関係がある場合の分割のうち、一定のもの（旧法22の十一ロ、旧法令4の3⑦）

ハ 分割法人と分割承継法人（その分割が法人を設立する分割である場合にあっては、分割法人と他の分割法人）とが共同で事業を営むための分割として一定のもの（旧法22の十一ハ、旧法令4の3⑧）

（注） 次の用語の意義は、次のとおりです。

イ 分割法人とは、分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいいます（旧法22の二）。以下同じです。

ロ 分割承継法人とは、分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいいます（旧法22の三）。以下同じです。

ハ 分割型分割とは、次に掲げる分割をいいます（旧法22の九）。以下同じです。

(イ) 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産の全てが分割の日において分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割

(ロ) 分割対価資産がない分割（以下「無対価分割」といいます。）で、分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の無対価分割

ニ 分割対価資産とは、分割により分割承継法人によって交付されるその分割承継法人の株式（出資を含みます。）その他の資産をいいます（旧法22の九）。

(2) 適格現物分配

適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人（注1）とする現物分配（注2）のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者が現物分配の直前において内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限ります。）のみであるものをいうこととされています（旧法22の十五）。

（注1） 現物分配法人とは、現物分配によりその有する資産の移転を行った法人をいいます（旧法22の六）。以下同じです。

（注2） 現物分配とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）がその株主等に対しその法人の剰余金の配当（一定のものに限ります。）その他一定の事由により金銭以外の資産を交付することをいいます（旧法22の六）。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 適格分割の範囲の拡充

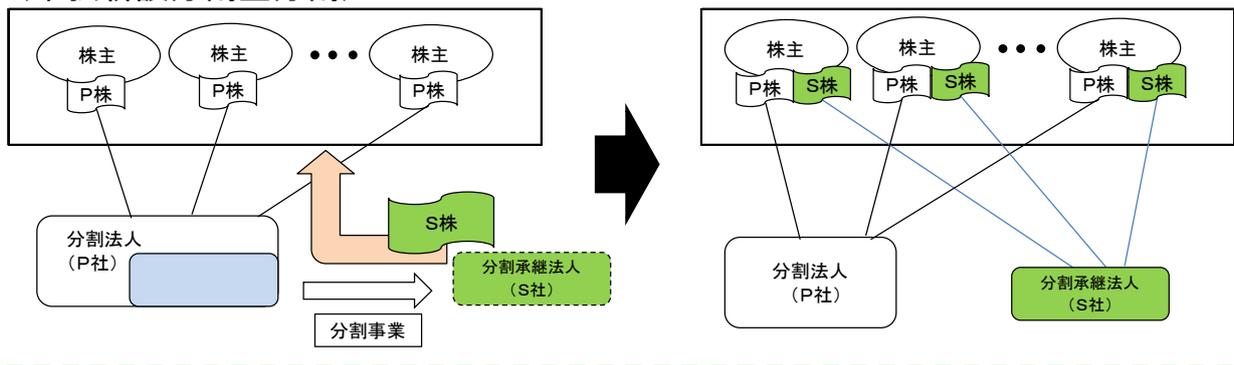
適格分割に、単独新設分割型分割（注）（法第62条の6第1項の規定により分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなされる分割を除きます。）で、分割法人の分割前に行う事業を分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として、次の要件の全てに該当するものが追加されました（法22の十一ニ、法令4の3⑨）。

イ 分割の直前に分割法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ、分割後に分割承継法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることを見込まれていないこと。

- ロ 分割前の分割法人の役員等（分割法人の分割事業に係る業務に従事している重要な使用者を含みます。）のいずれかが分割後に分割承継法人の特定役員（社長、副社長その他法人の経営に従事している者をいいます。）となることを見込まれていること。
 - ハ 分割により分割法人の分割事業に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること。
 - ニ 分割法人の分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する数の者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。
 - ホ 分割法人の分割事業が分割後に分割承継法人において引き続き行われることを見込まれていること。
- (注) 単独新設分割型分割とは、単独新設分割(*)のうち分割型分割であるものをいいます。以下同じです。
 (*) 単独新設分割とは、法人を設立する分割で一の法人のみが分割法人となるものをいいます(法令4の3⑥一)。

《イメージ図》

(単独新設分割型分割)



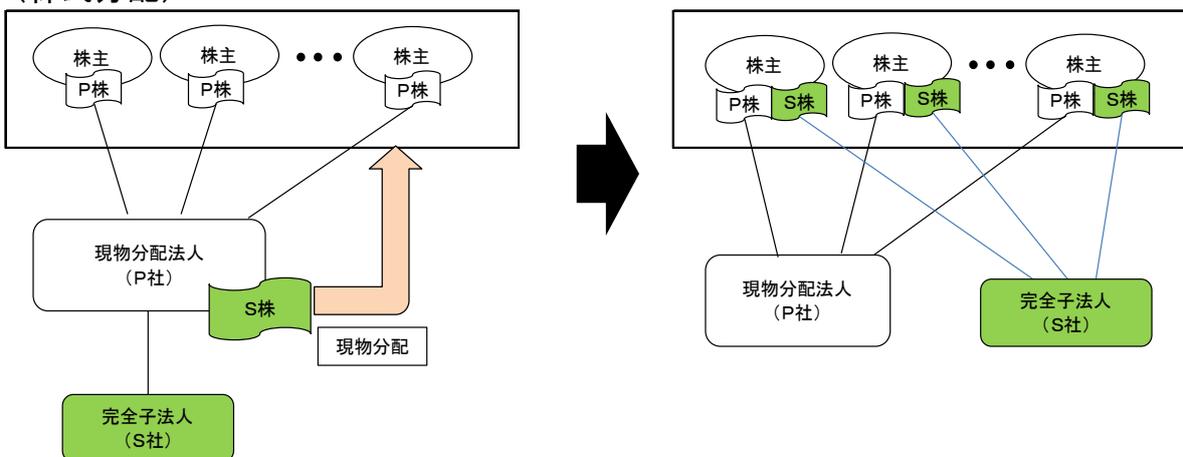
(2) 株式分配・適格株式分配の創設等

イ 株式分配

現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限ります。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（以下「完全子法人」といいます。）のその発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配によりその発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前においてその現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合におけるその現物分配を除きます。）を株式分配と定義することとされました（法2十二の十五の二）。

《イメージ図》

(株式分配)



ロ 適格株式分配

完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として、次の要件の全てに該当するもの（完全子法人の株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現

物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限ります。）を適格株式分配とすることとされました（法 2 十二の十五の三、法令 4 の 3 ⑩）。

- (イ) 株式分配の直前に現物分配法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ、株式分配後に完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと。
- (ロ) 株式分配前の完全子法人の特定役員全てが株式分配に伴って退任をするものでないこと。
- (ハ) 完全子法人の株式分配の直前の従業者のうち、その総数のおおむね 80% 以上に相当する数の者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。
- (ニ) 完全子法人の株式分配前に行う主要な事業がその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その他

上記の改正に併せて、次の改正が行われました。

- (イ) 現物分配法人が適格株式分配による資産の移転をした場合は、その適格株式分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとされました（法 62 の 5 ③）。
- (ロ) 株式分配について、受取配当等の益金不算入制度の対象となる剰余金の配当又は利益の配当から除外した上で（法 23 ①一）、適格株式分配に該当しない株式分配により法人の株主等が交付を受けた資産の価額の合計額のうち、その法人の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式等に対応する部分を超える部分の金額は、みなし配当の額とされました（法 24 ①三）。
- (ハ) 株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた現物分配法人の株主等は、現物分配法人株式のうち、その交付を受けた完全子法人の株式に対応する部分の譲渡を行ったものとみなすこととされました。この場合において、完全子法人の株式のみが現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数に応じて交付されたときの譲渡対価及び譲渡原価は、完全子法人株式対応帳簿価額（注）として譲渡損益の計上を繰り延べることとされました（法 61 の 2 ⑧）。

（注） 完全子法人株式対応帳簿価額とは、次により計算した金額をいいます（法令 119 の 8 の 2 ①）。

$$\begin{array}{r} \text{株式分配の直前の} \\ \text{現物分配法人株式} \\ \text{の帳簿価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{現物分配法人の株式分配の直前の完全子} \\ \text{法人の株式の帳簿価額に相当する金額} \\ \text{現物分配法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終} \\ \text{了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額} \end{array}}{\quad}$$

- (ニ) 外国法人が株主等である場合の内国法人の株式等の譲渡による所得に対する課税について、次の見直しが行われました。
 - A 内国法人の特殊関係株主等である外国法人がその内国法人の行った株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合におけるその内国法人の株式等の譲渡による所得について、その譲渡事業年度における課税要件の整備が行われました（法令 178 ⑦二）。
 - B 株式分配により内国法人である現物分配法人の外国法人株主の持株数に応じて外国子法人株式のみが交付される場合には、所有株式（内国法人である現物分配法人の株式をいいます。）の譲渡益（我が国で課税の対象となる国内源泉所得に該当するものに限ります。）に対して課税することとされました。ただし、この取扱いは、外国法人株主がその有する恒久的施設において所有株式を管理する場合には、適用しないこととされました（法令 184 ①二十・④）。この場合、外国法人株主がその交付を受けた外国子法人株式をその交付の時にその恒久的施設において管理しなくなったときは、その交付の時に外国法人株主の恒久的施設と本店等との間の内部取引があったものとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとされました（法令 184 ③）。

〔適用時期〕

平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる分割又は現物分配について適用され、同日前に行われた分割又は現物分配については、従来どおり適用されます（改正法附則 11 ①、改正法令附則 2 ①）。

（注） その他組織再編税制等に関する改正は、51 ページ VII 5 (1)～(6)(10)(11)(14)～(20)を参照してください。

2 役員給与の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

法人がその役員に対して支給する給与(注)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています(旧法34①)。

(注) 次の給与を除きます。

イ 退職給与

ロ 旧法第54条の2第1項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する新株予約権による給与

ハ イ及びロ以外のものとして職務を有する役員に対して支給するその職務に対する給与

ニ 法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与

(1) 定期同額給与

その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与(以下「定期給与」といいます。)でその事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずる一定の給与(以下「定期同額給与」といいます。)(旧法34①一、旧法令69①)

(2) 事前確定届出給与

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益の状況を示す指標を基礎として算定される給与をいいます。以下同じです。))を除きます。)で、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与(同族会社に該当しない法人が支給するものに限り。))並びに旧法第54条第1項《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する特定譲渡制限付株式(将来の役務の提供に係る一定のものに限り。))及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式による給与以外の給与にあっては納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合におけるその給与(旧法34①二、旧法令69②)

(3) 一定の利益連動給与

同族会社に該当しない法人がその業務を執行する一定の役員(以下「業務執行役員」といいます。))に対して支給する利益連動給与で、次の要件を満たすもの(旧法34①三、旧法令69⑦~⑫)

イ その支給額の算定方法が、その事業年度の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的なもので、次の要件を満たすものであること。

(イ) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

(ロ) その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに、報酬委員会の決定その他適正な手続を経ていること。

(ハ) その内容が、上記(ロ)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていること等一定の方法により開示されていること。

ロ 上記イの利益の状況を示す指標の数値が確定した後1月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること。

ハ 損金経理をしていること。

【改正の内容】

損金の額に算入される役員給与について、次のとおり見直しが行われました。

《イメージ図》

<改正前（改正部分のみ抜粋）>

- (1) 定期同額給与
1月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与
 - (2) 事前確定届出給与
所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（譲渡制限付株式による給与も対象）
 - (3) 一定の利益連動給与
イ 利益の状況を示す指標を基礎に算定
ロ 当該事業年度の指標に限定
ハ 確定額を限度とするもの
ニ 非同族会社が支給するもの
- ※ 退職給与・新株予約権による給与は、上記(1)～(3)にかかわらず、損金算入
- 譲渡制限付株式・新株予約権による給与
自社の役員等に付与対象が限定（譲渡制限付株式については100%子会社の役員等を含む。）



<改正事項>

- (1) 定期同額給与
源泉徴収等後の金額が同額である定期給与を追加
 - (2) 事前確定届出給与
所定の時期に確定した数の株式・新株予約権を交付する給与を追加
 - (3) 一定の業績連動給与
イ 算定指標に株価・売上高を追加
ロ 複数年度等の指標を追加
ハ 株式・新株予約権の確定した数を限度とするものを追加
ニ 非同族会社の100%子会社が支給するものを追加
- ※ 退職給与のうち業績連動給与に該当するものを上記(3)の対象とし、新株予約権による給与を上記(2)・(3)の対象とし、各要件を満たす場合に限り、損金算入
- 譲渡制限付株式・新株予約権による給与
子会社の役員等を付与対象に追加

(1) 定期同額給与の見直し

【制度の概要】の(1)について、次の見直しが行われました。

- イ 定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額（その定期給与について源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、健康保険法その他の法令の規定によりその定期給与から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。）を控除した金額が同額である場合には、その定期給与のその各支給時期における支給額は、同額であるものとみなすこととされました（法令 69②）。
- ロ 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について定期同額給与の改定期限の見直しが行われ、その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に2を加えた月数を経過する日までとされました（法令 69①一イ）。

(2) 事前確定届出給与の見直し

【制度の概要】の(2)について、次の見直しが行われました。

- イ 所定の時期に確定した数の適格株式（注1）を交付する給与が対象に追加されました（法34①二ロ）。
- ロ (4)の改正に併せて、所定の時期に確定した数の適格新株予約権（注2）を交付する給与が対象に追加されるとともに（法34①二ハ）、その定めの内容に関する税務署長への届出が不要となる給与の対象に将来の役務提供に係る新株予約権による給与が追加されました（法34①二イ、法令69③一）。
- ハ 利益その他の業績を示す指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与が対象から除外されました（法 34①二・⑤）。
- ニ 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について事前確定届出給与の届出期限の見直しが行われ、職務の執行の開始の日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に3を加えた月数を経過する日までとされました（法令 69④一）。

（注1） 適格株式とは、市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（その法人又は関係法人（*）が発行したものに限り）をいいます（法 34①二ロ）。以下同じです。

（*） 関係法人とは、役員の職務につき支給する給与（株式又は新株予約権によるものに限り）に係る株主総会等の決議をする日等（以下「決議日」といいます。）において、その決議日からその株式又は新株予約権を交付する日までの間、その法人と他の法人との間に当該他の法人による支配関係が継続することが見込まれている場合の当該他の法人をいいます（法 34⑦、法令 71 の 2）。

（注2） 適格新株予約権とは、その行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（その法人又は関係法人が発行したものに限り）をいいます（法 34①二ハ）。以下同じです。

(3) 利益連動給与の見直し

〔制度の概要〕の(3)について次の見直しが行われ、一定の業績連動給与を損金の額に算入することとされました。

イ 算定の基礎となる指標について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限ります。）が追加されるとともに、職務執行期間開始日以後に終了する事業年度等（改正前：当該事業年度）の指標を用いることができることとされました（法 34①三イ、法令 69⑩⑫）。

ロ 上記イの改正に併せて、損金経理要件について、給与見込額として損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理した場合も要件を満たすこととされました（法令 69⑰二）。

ハ 利益の状況を示す指標又は上記イの追加された指標（以下「業績連動指標」といいます。）を基礎として算定される数の適格株式を交付する給与で確定した数を限度とするものが対象に追加されました（法 34①三）。

ニ (4)の改正に併せて、業績連動指標を基礎として算定される数の適格新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される適格新株予約権による給与が対象に追加されました（法 34①三）。

ホ 同族会社のうち同族会社以外の法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与が対象に追加されました（法 34①三）。

ヘ 上記ホの同族会社以外の法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与の手続要件は、その算定方法についてその同族会社以外の法人の報酬委員会における決定等の手続を経て、その給与を支給する法人の株主総会等の決議による決定をすることとされました（法令 69⑯）。

ト 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について、業績連動給与の報酬委員会の決定等の手続期限の見直しが行われ、職務執行期間開始日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に2を加えた月数を経過する日までとされました（法令 69⑬）。

(4) 退職給与及び新株予約権による給与に係る取扱いの見直し

退職給与で利益その他の業績を示す指標を基礎として算定されるもののうち業績連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とすることとされました（法 34①）。

(5) 確定した数の株式を交付する定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等

所定の時期に、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額は、交付決議時価額（注）とされました（法令 71 の 3 ①）。

（注） 交付決議時価額とは、交付した株式又は新株予約権と銘柄を同じくする株式又は新株予約権の所定の時期に確定した数を交付する旨の定めをした日における価額をいいます。

〔適用時期〕

平成 29 年 4 月 1 日（〔改正の内容〕の(2)ロ及びハ、(3)ニ並びに(4)に係る部分については平成 29 年 10 月 1 日）以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用されます（改正法附則 1 三、14、改正法令附則 9、改正法規附則 3）。

（注） 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例及び新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等に関する改正については、53 ページⅦ 5 (12)(13)を参照してください。

3 確定申告書の提出期限の延長の特例の整備

〔制度の概要〕

確定申告書を提出する法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書をその提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を1月間（特別の事情による場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされています（旧法 75 の 2 ①）。

この申請は、その事業年度終了の日までに、所定の事項を記載した申請書を提出することにより行うこととされています（旧法 75 の 2②、旧法規 36 の 2）。

【改正の内容】

(1) 確定申告書の提出期限の延長の特例を適用することができる場合の見直し

本制度の適用を受けることができる場合は、定款等の定め又はその法人に特別の事情があることにより、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合とされました。

この場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を 1 月間（下記(2)イ又はロに該当する場合には、それぞれに定める税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされました（法 75 の 2①）。

(2) 延長期間について税務署長の指定を受けることができる場合等の見直し

指定を受けることができる場合は次のイ又はロの場合とされ、延長期間はそれぞれ次のとおりとされました。

イ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（法 75 の 2①一）

この場合の延長期間は、その定めの内容を勘案して 4 月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間とされました。

ロ 上記(1)の特別の事情があることによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合（法 75 の 2①二）

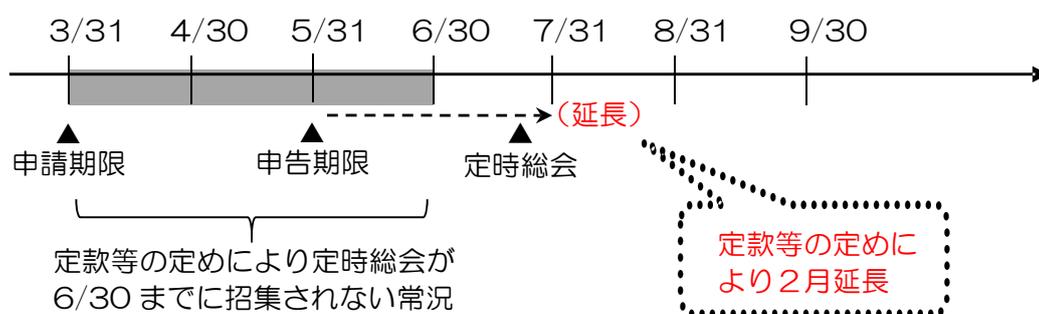
この場合の延長期間は、税務署長が指定する月数の期間とされました。

《上記(2)イのイメージ図》

（3 月 31 日決算法人の場合）

定款等の定め：「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。」

「当会社の定時株主総会は、毎年 7 月にこれを招集する。」



(3) 申請書の添付書類の創設

定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることをその申請の理由とする場合には、申請書にその定款等の写しを添付することとされました（法 75 の 2④）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法 81 の 24）。

(注) 連結納税制度にあつては、上記(1)について各連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には 2 月間延長することができることとされ、上記(2)について各連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には延長期間についての税務署長の指定を受けることができることとされています。

〔適用時期〕

- (1) 平成29年4月1日から施行されます（改正法附則1）。したがって、同日以後に確定申告書の提出期限の延長の特例の申請を行う場合に適用されます。
- (2) 平成29年4月1日前にされた確定申告書の提出期限の延長の特例の申請であって、改正法の施行の際、提出期限の延長又は却下の処分がされていないものについての処分については、従来どおり適用されます（改正法附則21①、25①）。

（参考） 上記3の適用を受ける場合の定款等の記載例等については、経済産業省ホームページ（www.meti.go.jp/pr/ess/2017/04/20170418004/20170418004.html）をご参照ください。

4 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備

〔制度の概要〕

(1) 中小企業向けの租税特別措置

中小企業向けの租税特別措置として、次のような措置が設けられています。

- イ 中小企業者等に対する年800万円以下の所得に係る軽減税率の引下げ措置（旧措法42の3の2①②）
- ロ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度に係る中小企業者等を対象とする措置（旧措法42の4②）
- ハ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（旧措法42の6①～④）
- ニ 中小企業等の貸倒引当金の特例制度に係る中小法人に対する法定繰入率の選択を認める措置（旧措法57の9①②）
- ホ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（旧措法67の5①） など

(2) 中小企業の範囲

- イ 上記(1)ロの措置において、中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいい（旧措法42の4②）、中小企業者とは、次の(イ)及び(ロ)の法人をいうこととされています（旧措法42の4⑥四、旧措令27の4⑤）。
 - (イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
 - A その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（注）の所有に属している法人
（注） 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。以下同じです。
 - B Aに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
 - (ロ) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ロ 上記(1)ニの措置において、中小法人とは、次の(イ)から(ハ)までの法人をいうこととされています（旧措法57の9①、旧措令33の7①、旧法52①一イ～ハ）。
 - (イ) 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び同法第2条第10項に規定する外国相互会社を除きます。）
 - (ロ) 公益法人等又は協同組合等
 - (ハ) 人格のない社団等

〔改正の内容〕

次の措置について、その適用対象から、中小企業者（注）のうち適用除外事業者に該当するものを除外することとされました。

- (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度に係る中小企業者等を対象とする措置（措法42の4③）

- (2) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る中小企業者に対する投資規模要件の引下げ措置（措令 27 の 11 の 3）
- (3) 特定設備等の特別償却制度に係る公害防止用設備の特別償却（措法 43①表一・②）
- (4) 特定設備等の特別償却制度に係る自動車教習用貨物自動車の特別償却（措法 43①表三・②）
- (5) 被災代替資産等の特別償却制度に係る中小企業者等に対する特別償却割合の上乗せ措置（措法 43 の 3 ①②）

（注） (2)から(5)までの措置における中小企業者は、【制度の概要】の(2)イの中小企業者と同じです。

また、中小企業等の貸倒引当金の特例制度に係る中小法人等に対する法定繰入率の選択を認める措置について、その適用対象から、【制度の概要】の(2)ロ(イ)に掲げる法人のうち適用除外事業者に該当するものを除外することとされました（措法 57 の 9 ①②）。

○ 適用除外事業者

適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額をその各基準年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額（一定の事由（注）がある場合には、その計算した金額に一定の調整（注）を加えた金額）が 15 億円を超える法人をいいます（措法 42 の 4 ⑧六の二）。

（注） 一定の事由とは次の事由等をいい、一定の調整とは次の調整等をいいます（措令 27 の 4 ⑬～⑰）。

	事 由	調 整
イ	判定法人が設立後 3 年を経過していないこと（ハ又はニに掲げる事由に該当する場合を除きます。）	零とします。
ロ	判定法人の各基準年度で還付所得事業年度（法第 80 条第 1 項に規定する還付所得事業年度をいいます。以下同じです。）であるものの法人税の額について、欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用があったこと	各基準年度の所得の金額の合計額から還付所得事業年度である基準年度に繰戻して還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額に相当する金額を控除します。
ハ	判定法人が特定合併等（合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継をいいます。）のうち、その事業年度開始の日から起算して 3 年前の日以後に行われた法人を設立するもの等であるものをいいます。以下同じです。）に係る合併法人等に該当するものであること	対象特定合併等（特定合併等のうち、被合併法人等の特定合併等の日以前に開始した各事業年度を合併法人等の事業年度とみなす等により、その被合併法人等のその事業年度が判定法人の事業年度とみなされることとなる場合のその基因となった特定合併等をいいます。以下同じです。）に係る被合併法人等の対象特定合併等の日の前日までに終了した各事業年度等の一定の事業年度の所得の金額を加算します。
ニ	判定法人が連結法人に該当していたこと	各基準年度の所得の金額の合計額に判定法人の各連結事業年度の連結所得の金額を加算します。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 9、68 の 16、68 の 18、措令 39 の 45）。

〔適用時期〕

平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 1 六、62

①、67⑤、75②③、82⑥、4 月改正措令附則）。

（注） 中小企業向け租税特別措置のうち【改正の内容】に掲げるもの以外のものについては、措法に規定されている各措置の適用期限との関係で、平成 31 年 4 月 1 日に適用があることが確定していないことから、同様の改正は行われていません。

5 その他

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 適格株式交換等（法 2 十二の十六・十二の十七、改正法附則 1 三、11 ②）	○ 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による対象法人の完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置付け、これらのうち、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件に該当する	平 29. 10. 1 以後に行われる株式交換等について適用され、同日前行われた株式交換につ

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法62の9①、61の11①四・五、61の12①二・三、改正法附則1三、11②)	<p>ものと適格株式交換を併せて、適格株式交換等とすることとされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全部取得条項付種類株式の端数処理等による対象法人の完全子法人化を株式交換と同様に位置付けることに伴い、次の措置が講じられました。 <ul style="list-style-type: none"> イ 適格株式交換等に該当しない株式交換等に係るその対象法人が、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象に追加されました。 ロ 適格株式交換等に該当する株式交換等に係るその対象法人が、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外されました。 	<p>いては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
(2) 吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件(法22の八・十二の十七、改正法附則1三、11②)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式等の3分の2以上に相当する数等を有する場合におけるその他の株主等に対して交付する資産を除外して判定することとされました。 	<p>平29.10.1以後に行われる合併又は株式交換について適用され、同日に行われた合併又は株式交換については、従来どおり適用されます。</p>
(3) 当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件(法22の八ロ・十二の十一ロ・十二の十四ロ・十二の十七ロ・十二の十八ロ、法令4の3、改正法附則1三、11②、改正法令附則1一、2②)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しが行われました。 	<p>平29.10.1以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等又は株式移転について適用され、同日に行われた合併、分割、現物出資、株式交換又は株式移転については、従来どおり適用されます。</p>
(4) 単独新設分社型分割及び単独新設現物出資に係る適格要件のうち株式の保有関係(法令4の3⑥一ハ・⑬一ロ、改正法令附則1一、2②)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単独新設分社型分割及び単独新設現物出資における株式の保有関係について、その単独新設分社型分割及び単独新設現物出資の後に分割承継法人及び被現物出資法人を完全子法人とする適格株式分配が見込まれている場合には、適格株式分配後の完全支配関係の継続が不要とされました。 	<p>平29.10.1以後に行われる分割又は現物出資について適用され、同日に行われた分割又は現物出資については、従来どおり適用されます。</p>
(5) 分割型分割に係る適格要件のうち株式の保有関係(法令4の3⑥一イ・二イ、改正法令附則1一、2②)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分割型分割における株式の保有関係について、分割承継法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者による支配関係の継続を不要とすることとされました。 	<p>平29.10.1以後に行われる分割について適用され、同日に行われた分割については、従来どおり適用されます。</p>
(6) 共同で事業を行うための合併・分割型分割・株式交換・株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件(法令4の3④五・⑧六イ・⑳五・㉔五、改正法令附則1一、2②)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同で事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、組織再編成の対価として支配株主に交付される株式の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていることとされました。 	<p>平29.10.1以後に行われる合併、分割、株式交換又は株式移転について適用され、同日に行われた合併、分割、株式交換又は株式移転については、従来どおり適用されます。</p>
(7) 収益事業の範囲(法令5①十二、改正法令附則4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益事業から除外される私立大学が他の者の委託を受けて行う研究に係る請負業の要件について、その委託に係る契約又は協定において、その研究の成果の全部又は一部がその私立大学に帰属すること又はその研究の成果につき学術研究の発展 	<p>平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
	に資するため適切に公表されることが定められていること（改正前：実施期間が3月以上であること並びに契約又は協定においてその研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められていること）とされました。	年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 課税所得の範囲の変更等（法10の3①②、52⑫、53⑨、法令14の11①三、措法68の3の4①②、措令39の35の4①三、改正法附則12、74）	○ 普通法人又は協同組合等である生産森林組合が公益法人等に該当することとなる場合には、解散及び設立があったものとみなして、欠損金の繰戻しによる還付の制度を適用する等の措置が講じられました。	平29.4.1後に公益法人等に該当することとなる特定普通法人等について適用され、同日以前に公益法人等に該当することとなった特定普通法人については、従来どおり適用されます。
(9) 納税地等の異動の届出（法20①②、改正法附則13①②）	○ 納税地等に異動があった場合の届出書について、異動後の納税地等の所轄税務署長への提出は不要とされました。	平29.4.1以後の納税地等の異動について適用され、同日前の納税地等の異動については、従来どおり適用されます。
(10) 配当等の額とみなす金額（法令23⑩、改正法令附則1一、7）	○ 配当等の額が生ずる基因となる自己株式の取得事由から、全部取得条項付種類株式を発行する旨の定めを設ける定款等の変更に対抗する株主等の買取請求に基づく買取り（全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価としてその株主等に交付するその買取りをする法人の株式が一に満たない端数となる場合に行われるものに限ります。）が除外されました。	平29.10.1以後に行われる買取りによる取得について適用されます。
(11) 営業権の償却方法（法令59①、改正法令附則8）	○ 営業権の償却限度額の計算について、営業権を事業の用に供した事業年度においては、月割計算を行うこととされました。	平29.4.1以後に取得をする減価償却資産について適用され、同日前に取得をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。
(12) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例（法54①、改正法附則1三、15）	○ 本特例の対象に、役務提供を受けた法人以外の法人が交付する特定譲渡制限付株式等が追加されました。	平29.10.1以後にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をする特定譲渡制限付株式等について適用され、同日前にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をした特定譲渡制限付株式等については、従来どおり適用されます。
（法54①、改正法附則1三、15）	○ 譲渡制限付株式を対価とする費用について、給与等課税額が生ずることが確定した日（改正前：給与等課税事由が生じた日）において役務提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用することとされました。	同上
（法令111の2③、改正法令附則1一、10①）	○ 非居住者に対して特定譲渡制限付株式等が交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与等課税額が生ずることが確定した日において役務提供を受けたこととすることとされました。	同上
(13) 新株予約権を対価と	○ 本特例の対象に、役務提供を受けた法人以外の法人が交付す	平29.10.1以後にその

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>する費用の帰属事業年度の特例等（法54の2①、改正法附則1三、15）</p> <p>（法令111の3②、改正法令附則1一、10①）</p>	<p>る特定新株予約権等が追加されました。</p> <p>○ 非居住者に対して特定新株予約権等が交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与等課税事由が生じた日において役務提供を受けたこととすることとされました。</p>	<p>交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をする特定新株予約権等について適用され、同日前にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をした新株予約権等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(14) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度における支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合における欠損金の制限措置（法令112⑤一、改正法令附則11①）</p> <p>（法令112⑥三イ・ロ、改正法令附則11①）</p>	<p>○ 支配関係発生日の属する事業年度開始の日（改正前：支配関係発生日）前から有していた資産に係る特定資産譲渡等損失相当欠損金額が制限の対象とされました。</p> <p>○ その適格合併等又は適格組織再編成等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人とする適格合併が行われていた場合等に特定資産譲渡等損失相当欠損金額の基因となる資産から除外されるその帳簿価額が1,000万円未満の資産等の判定時点を支配関係発生日の属する事業年度開始の日（改正前：支配関係発生日）とすることとされました。</p>	<p>平29.4.1以後に最後に支配関係があることとなる被合併法人との間で行われる適格合併等について適用され、同日前に最後の支配関係があることとなった被合併法人との間で行われた適格合併等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(15) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置（法57の2①、81の10①、改正法附則16、23）</p> <p>（法令113の2⑥、155の22①、改正法令附則12、20）</p> <p>（法令113の2⑩二、改正法令附則12）</p>	<p>○ 本措置による制限の対象となる欠損等法人の判定における評価損資産の所有判定時点を特定支配事業年度開始の日（改正前：支配日）とすることとされました。</p> <p>○ 評価損資産の判定時点を特定支配事業年度開始の日（改正前：支配日）とすることとされました。</p> <p>○ 他の者による完全支配関係がある法人が特定支配関係の生じた日以後に解散し、残余財産が確定した場合が制限の対象に追加されました。</p>	<p>平29.4.1以後に他の者との間に当該他の者による特定支配関係を有することとなる場合における適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に他の者との間に当該他の者による特定支配関係を有することとなった場合における適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(16) 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額</p>	<p>○ 特定支配日の属する事業年度開始の日（改正前：特定支配日）において有する資産を特定資産として、その譲渡等損失額を損金不算入の対象とすることとされました。</p>	<p>特定支配日が平29.4.1以後である場合における特定資産の譲渡等</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>の損金不算入制度(法60の3①、改正法附則17)</p> <p>(法令118の3②、改正法令附則13)</p>	<p>○ 特定資産の判定時点を特定支配事業年度開始の日(改正前:特定支配日)とすることとされました。</p>	<p>損失額について適用され、特定支配日が平29.4.1前であった場合における特定資産の譲渡等損失額については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(17) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度(法令122の12①四、改正法令附則1一、15)</p>	<p>○ 時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産が除外されました。</p>	<p>平29.10.1以後に終了する事業年度終了の時に有する資産について適用されます。</p>
<p>(18) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入(法62の7②二、改正法附則18)</p> <p>(法令123の8③五、改正法令附則16)</p> <p>(法令123の8⑩三、改正法令附則16)</p>	<p>○ 支配関係発生日の属する事業年度開始の日(改正前:支配関係発生日)前から有していた資産を特定保有資産としてその譲渡等損失額を損金不算入の対象とすることとされました。</p> <p>○ 特定引継資産及び特定引継資産に該当することとされる移転資産から支配関係発生日の属する事業年度開始の日以後に有することとなった資産を除外することとされました。</p> <p>○ 特定引継資産及び特定引継資産に該当することとされる移転資産から除外されるその価額がその帳簿価額を下回っていない資産等の判定時点を支配関係発生日の属する事業年度開始の日(改正前:支配関係発生日)とすることとされました。</p>	<p>平29.4.1以後に支配関係法人との間に支配関係があることとなる場合における特定保有資産の特定資産譲渡等損失額について適用され、同日前に支配関係法人との間に支配関係があることとなった場合における特定保有資産の特定資産譲渡等損失額については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1以後に最後に支配関係があることとなる支配関係法人との間で行われる特定適格組織再編成等について適用され、同日前に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われた特定適格組織再編成等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(19) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等(法62の8④⑦、法令123の10⑭、改正法附則19、改正法令附則17)</p>	<p>○ 資産調整勘定又は差額負債調整勘定の損金算入額又は益金算入額の計算について、非適格合併等の日の属する事業年度においては、月割計算を行うこととされました。</p>	<p>平29.4.1以後に行われる非適格合併等について適用され、同日前に行われた非適格合併等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(20) 非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度(法令123の11①四、改正法令附則1一、2②)</p>	<p>○ 時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産が除外されました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる非適格株式交換等について適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(21) 中間申告（法71⑤、81の19⑧、改正法附則1三、20、24）	○ 確定申告書の提出期限の延長の特例制度によりその提出期限が4月間延長されている場合で、かつ、その提出期限が日曜日であること等により通則法の期限の特例の適用がある場合において、その期限の特例の適用がないとした場合の提出期限の翌日からその期限の特例による期限までの間に確定申告書に記載すべき法人税額が確定したときは、中間申告義務の判定上、その事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したものとみなすこととされました。	平29.10.1以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用されます。
(22) 内国普通法人等の設立の届出（法規63、64、65①②、改正法規附則5）	○ 法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされました。	平29.4.1以後に提出する届出書について適用され、同日前に提出した届出書については、従来どおり適用されます。
(23) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（措法59の2①⑦、68の62の2①⑦、改正法附則61） （措法59の2①、68の62の2①、改正法附則1十四）	○ 本制度の適用を受ける法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当するもの及びその法人の子会社に該当する法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものについて、本制度の適用を受ける事業年度等においては、特定船舶に係る特別修繕準備金制度、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例等を適用しないこととされました。 ○ 平成32年3月31日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた対外船舶運航事業を営む船舶について本制度を適用することとされました。	平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成29年法律第21号）の施行の日から施行されます。
(24) 沖縄の認定法人の課税の特例（措法60①②、68の63①②）	○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	—
(25) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の13①～③、68の98①～③、措令39の24③④、39の122①③④、改正法附則1十一）	○ 不適用措置の適用除外となる欠損金額に、設備廃棄等欠損金額（注）が追加され、繰戻しによる還付を請求することができるとされました。 （注） 設備廃棄等欠損金額とは、青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者であるものの同法の施行の日から平成30年3月31日までの間に終了する事業年度（事業再編促進機械等の割増償却制度の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額のうち、その法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業の用に供されていたものにつき、その事業年度において特定事業再編計画に基づく設備廃棄等を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額に達するまでの金額をいいます。	農業競争力強化支援法（平29.4.28現在審議中）の施行の日以後に終了する事業年度において生じた設備廃棄等欠損金額について適用されます。
(26) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例（措法67の3①、68の101①）	○ 適用期限が平成33年3月31日まで3年延長されました。	—
(27) 協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例（措法67の8、68の105、措令39の30、39の124の6、改正法附則61）	○ 協同組合等の各事業年度において、その有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とすることとされました。	平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(28) 投資法人に係る課税の特例（措令39の32の3）	○ 再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、再生可能エネルギー発電設備の取得期限が平成32年3月31日まで3年	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
⑩)	延長されました。	
(29) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（措法68の4）	○ 適用期限が平成32年3月31日まで3年延長されました。	—

第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等																
<p>(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2④一へ・二へ、25の2④一へ・二へ）</p> <p>（震災特例法17の2①、25の2①）</p>	<p>○ 復興居住区域に係る措置について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得等をする被災者向け優良賃貸住宅の特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平29.4.1～ 平32.3.31に取得等</th> <th>平32.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25%</td> <td>25%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供したものについては、引き続き、25%の特別償却割合が適用されます。</p> <p>ロ 福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得等をする被災者向け優良賃貸住宅の税額控除割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平29.4.1～ 平32.3.31に取得等</th> <th>平32.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%</td> <td>8%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供したものについては、引き続き、8%の税額控除割合が適用されます。</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで4年延長されました。</p>	改正前	改正後		平29.4.1～ 平32.3.31に取得等	平32.4.1～ 平33.3.31に取得等	25%	25%	17%	改正前	改正後		平29.4.1～ 平32.3.31に取得等	平32.4.1～ 平33.3.31に取得等	8%	8%	6%	—
改正前	改正後																	
	平29.4.1～ 平32.3.31に取得等	平32.4.1～ 平33.3.31に取得等																
25%	25%	17%																
改正前	改正後																	
	平29.4.1～ 平32.3.31に取得等	平32.4.1～ 平33.3.31に取得等																
8%	8%	6%																
<p>(2) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2の2、25の2の2）</p>	<p>○ 対象地域に認定特定復興拠点区域復興再生計画に記載された特定復興拠点区域が追加されました。</p>	<p>福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平29.4.28現在審議中）の施行の日から施行されます。</p>																
<p>(3) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2の3①②、25の2の3①②、改正法附則1十八）</p>	<p>○ (2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>(2)の適用時期等となります。</p>																
<p>(4) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3の2、25の3の2）</p>	<p>○ (2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>(2)の適用時期等となります。</p>																
<p>(5) 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人</p>	<p>○ (2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>(2)の適用時期等となります。</p>																

改正事項	改正の内容	適用時期等														
<p>税額の特別控除（震災特例法17の3の3①、25の3の3①、改正法附則1十八）</p>																
<p>(6) 申告要件の見直し（震災特例法17の2⑦、17の2の2⑦、17の2の3⑦、17の3③、17の3の2③、17の3の3③、25の2⑧、25の2の2⑦、25の2の3⑦、25の3③、25の3の2③、25の3の3③）</p>	<p>○ 当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限とする次の制度について、納税者の立証すべき事項（適用対象資産の取得価額、給与等の額等）及び当初申告が必要であることが明確化されるとともに、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることが明らかにされました。</p> <p>イ 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ロ 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ハ 避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ニ 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ホ 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ヘ 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</p>	—														
<p>(7) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却（震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則98①②、101①②）</p> <p>（震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則98①②、101①②）</p> <p>（震災特例法18の2①、26の2①）</p>	<p>○ 割増償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="491 981 1118 1178"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐用年数</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平29.4.1～平31.3.31に取得等</th> <th>平31.4.1～平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年以上</td> <td>70%</td> <td>56%</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>35年未満</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 対象地域から復興居住区域が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで4年延長されました。</p>	耐用年数	改正前	改正後		平29.4.1～平31.3.31に取得等	平31.4.1～平33.3.31に取得等	35年以上	70%	56%	28%	35年未満	50%	40%	20%	<p>平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p>
耐用年数	改正前			改正後												
		平29.4.1～平31.3.31に取得等	平31.4.1～平33.3.31に取得等													
35年以上	70%	56%	28%													
35年未満	50%	40%	20%													
<p>(8) 福島再開投資等準備金（震災特例法18の8、26の8）</p> <p>（震災特例法18の8⑧⑨⑬～⑯、26の8⑨⑩⑭～⑰、震災特例法規6の7③④、9の7③④、改正法附則1十八、99、102）</p>	<p>○ (2)と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 適格分割により準備金を引き継ぐ等の措置が追加されました。</p>	<p>(2)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平29.4.28現在審議中）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>														
<p>(9) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（震災特例法20⑩、28⑫、改正法附則1三、100、103）</p>	<p>○ 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による対象法人の完全子法人化（非適格株式交換等に該当するものに限ります。）が行われた場合には、特別勘定の金額を取り崩すこととされました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる株式交換等について適用され、同日前に行われた株式交換については、従来どおり適用されます。</p>														